

平成24年第3回（9月）出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 9月12日（水曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため議場に出席した者の職氏名	3
開会及び開議	4
会期日程の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議会報告第8号 例月出納検査結果の報告について	4
議会報告第9号 陳情の常任委員会付託報告について	4
議会報告第10号 諸般の報告について	5
議案第47号 出雲崎町防災会議条例及び出雲崎町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について	5
議案第48号 良寛記念館管理運営条例制定について	6
議案第49号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	10
議案第50号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について	12
議案第51号 平成23年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について	13
議案第52号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	13
議案第53号 平成23年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	13
議案第54号 平成23年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	13
議案第55号 平成23年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	13
議案第56号 平成23年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	13
議案第57号 平成23年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	

て	1 3
議案第 5 8 号 平成 2 3 年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 3
議案第 5 9 号 平成 2 3 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定につい て	1 3
決算審査特別委員の選任	2 0
議案第 6 0 号 平成 2 4 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 2 号）について	2 1
議案第 6 1 号 平成 2 4 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につ いて	2 1
議案第 6 2 号 平成 2 4 年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	2 1
予算審査特別委員の選任	2 8
決算審査特別委員会、予算審査特別委員会の正副委員長の互選	2 9
議案第 6 3 号 教育委員会委員の任命について	2 9
議案第 6 4 号 教育委員会委員の任命について	2 9
散 会	3 1

第 2 日 9 月 1 9 日（水曜日）

議事日程	3 3
本日の会議に付した事件	3 3
出席議員	3 4
欠席議員	3 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 4
職務のため議場に出席した者の職氏名	3 4
開 議	3 5
一般質問	3 5
諸 橋 和 史 議員	3 5
三 輪 正 議員	4 2
仙 海 直 樹 議員	4 9
田 中 元 議員	5 6
散 会	6 0

第 3 日 9 月 2 1 日（金曜日）

議事日程	6 1
本日の会議に付した事件	6 2
出席議員	6 3
欠席議員	6 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 3
職務のため議場に参加した者の職氏名	6 3
開 議	6 4
議事日程の報告	6 4
議案第 4 7 号 出雲崎町防災会議条例及び出雲崎町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について	6 4
議案第 4 8 号 良寛記念館管理運営条例制定について	6 4
陳情第 6 号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情	6 4
議案第 4 9 号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	6 6
議案第 5 0 号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について	6 6
議案第 5 1 号 平成 2 3 年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について	6 7
議案第 5 2 号 平成 2 3 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	6 7
議案第 5 3 号 平成 2 3 年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	6 7
議案第 5 4 号 平成 2 3 年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	6 7
議案第 5 5 号 平成 2 3 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	6 7
議案第 5 6 号 平成 2 3 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	6 7
議案第 5 7 号 平成 2 3 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	6 7
議案第 5 8 号 平成 2 3 年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	6 7
議案第 5 9 号 平成 2 3 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	6 7
議案第 6 0 号 平成 2 4 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 2 号）について	6 9
議案第 6 1 号 平成 2 4 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	6 9
議案第 6 2 号 平成 2 4 年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	6 9

発議第 1 号 私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額・拡充を求め る意見書	7 1
議員派遣の件	7 2
委員会の閉会中継続審査の件	7 2
委員会の閉会中継続調査の件	7 2
閉 会	7 3
署 名	7 5

平成24年第3回（9月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 10日間）

期 日	曜 日	会 議 内 容
9月12日	水	本会議第1日目（招集日） 予算審査特別委員会
13日	木	決算審査特別委員会
14日	金	決算審査（予備日）
15日	土	休 会
16日	日	休 会
17日	月	休 会
18日	火	社会産業常任委員会 総務文教常任委員会
19日	水	本会議第2日目（一般質問）
20日	木	休 会
21日	金	本会議第3日目（最終日）

第 1 号

(9 月 12 日)

平成24年第3回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成24年9月12日（水曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第 8号 例月出納検査結果の報告について
- 第 4 議会報告第 9号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第 5 議会報告第10号 諸般の報告について
- 第 6 議案第47号 出雲崎町防災会議条例及び出雲崎町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第48号 良寛記念館管理運営条例制定について
- 第 8 議案第49号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第50号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第51号 平成23年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第52号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第53号 平成23年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第54号 平成23年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第55号 平成23年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第56号 平成23年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第57号 平成23年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第58号 平成23年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第59号 平成23年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第60号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第61号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第21 議案第62号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第22 議案第63号 教育委員会委員の任命について
- 第23 議案第64号 教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	仙海直樹
3番	田中政孝	4番	諸橋和史
5番	中川正弘	6番	宮下孝幸
7番	三輪正	8番	田中元
9番	山崎信義	10番	中野勝正

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	内藤百合子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	佐藤信男
代表監査委員	石川豊

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	遠藤望

◎開会及び開議の宣告

- 議長（中野勝正） ただいまから平成24年第3回出雲崎町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

- 議長（中野勝正） 議会運営委員長から、9月4日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。
-

◎議事日程の報告

- 議長（中野勝正） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（中野勝正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、6番、宮下孝幸議員及び7番、三輪正議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（中野勝正） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの10日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月21日までの10日間に決定しました。

◎議会報告第8号 例月出納検査結果の報告について

- 議長（中野勝正） 日程第3、議会報告第8号 例月出納検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果の報告書が監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。

◎議会報告第9号 陳情の常任委員会付託報告について

- 議長（中野勝正） 日程第4、議会報告第9号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元に配りました陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎議会報告第10号 諸般の報告について

○議長（中野勝正） 日程第5、議会報告第10号 諸般の報告を行います。

初めに、新潟県後期高齢者医療広域連合議会について報告します。去る8月24日に開催された8月定例会の会議結果について、お手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

次に、議員派遣の結果について報告します。初めに、山崎信義議員から去る6月29日に開催された町村議会議長会臨時総会及び自治懇談会について、同じく山崎議員から去る8月28日に開催された町村議会議員研修会について、それぞれお手元に配りましたとおり報告書の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第47号 出雲崎町防災会議条例及び出雲崎町災害対策本部条例の一部を 改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第6、議案第47号 出雲崎町防災会議条例及び出雲崎町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第47号につきましてご説明を申し上げます。

災害対策基本法が本年6月27日に改正、施行されたことに伴いまして、本町の関連する2つの条例を一括改正するものであります。

まず、第1条の町防災会議条例の一部改正につきましては、本法に防災会議の事務として地域防災計画の作成とともに、このたび新たに市町村長の諮問に応じての防災に関する重要事項を審議し、意見を述べることで追加されたこと。

また、災害時の情報招集を規定した条文につきましては、より現実的な災害対策本部の役割に、本法で規定がえとなったこと。

また、防災会議の組織に、新たに自主防災組織を構成する者または学識経験のある者から市町村長が任命する者が新たに加わったことによる一部改正であります。

次に、第2条の町災害対策本部設置条例の一部改正につきましては、同じく災害対策基本法で都道府県、市町村それぞれの災害対策本部設置の基本的な部分が規定されておりますが、細部につきましては条例で定めることになっております。このたび本法の改正によりまして、市町村の条例制定の根拠となる引用の条文が条ずれしたことにより改正をするものでありますので、よろしくご審議を賜りようお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足説明をさせていただきます。

町長の説明のとおりでございますが、特に今回情報収集につきましては、本法災害対策基本法で防災会議の役割から災害対策本部へ規定がえとなりまして、今までもそのような形だったのですが、現実的な対応というふうなことを見越しまして、整理されたというふうなことでございます。

災害対策基本法におきましては、都道府県と市町村の災害対策本部の役割を今までは一括規定しておりました。このたびの改正によりまして、それぞれを23条に都道府県、23条の2を市町村というふうに分けまして、またそれぞれに情報収集の必要性、関係機関との連絡調整をより一層図るための追加項目が規定されたというふうなことでございます。

この改正に伴いまして、町長の説明のとおり、本法から引用している市町村の災害対策本部設置の詳細部分、この設置根拠の条文が変わったというものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第47号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第48号 良寛記念館管理運営条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第7、議案第48号 良寛記念館管理運営条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第48号につきましてご説明を申し上げます。

平成25年1月1日をもって財団法人良寛記念館から町への事業譲渡を予定していることから、事業譲渡後の記念館の管理運営に対応するため、本条例を制定するものであります。

また、残余財産の清算結了、登記の完了、清算確定申告等、一連の清算事務の完了を2月末と見込んでおります。

したがいまして、出雲崎町の公設運営の開始を3月1日からと予定しておりますので、本条例につきましては公設運営開始時までの暫定的な条例となります。

なお、条例の施行日につきましては平成25年1月1日としております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

教育課長。

○**教育課長（佐藤信男）** ただいまの町長の説明のとおりでございますけれども、若干の補足説明をさせていただきます。

このたびご提案を申しあげました条例は、暫定的な条例であり、その理由につきましては先ほどの町長の提案理由のとおり説明でございますが、若干補足をさせていただきますと、平成25年1月1日から2月末日までの間は、記念館の管理運営事業のみについて町が譲渡を受けるものでございます。施設、所蔵品等々、町が譲り受ける譲渡財産すべての確定を行うための清算整理の期間中ということになるわけでございます。

したがって、町が良寛記念館の管理運営事業、いわゆる営業の実施について、引き続き継続して行っていくためには、何らかの法的根拠が必要と考えられることから、暫定的経過措置的な条例として、このたび本条例をご提案させていただいたものでございます。

なお、条例の第6条、入館料につきましては現在の記念館の入館料と同額でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○**議長（中野勝正）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、三輪議員。

○**7番（三輪 正）** ちょっとお聞かせ願いたいのですが、私良寛記念館は教育委員会の所管になるのか、それとも産業観光課の所管になるのかなと思って、きょう見ますと、教育委員会ということで、これ教育委員会に、お客さんに大勢来てもらうというのと、どちらかというのと産業観光課のほうが適しているのかなと思うのですが、今までの中では教育委員会と。いろいろの面で教育委員会になった理由があるかと思うのですが、その辺一応お聞かせ願いたいなと思っておりますが、よろしくお願いたします。

○**議長（中野勝正）** 教育課長。

○**教育課長（佐藤信男）** 良寛記念館につきましては、その内容等々からいたしますと、いわゆる博物館法に基づく記念館というものになるのが正確ではないかと。一般的な歴史的資料館というふうなとらえ方もできないわけではございませんけれども、博物館法に基づく博物館ということになりますと、教育委員会事務局に置かなければならないということから、このようにご提案をさせていただいたわけでございます。

以上でございます。

○**議長（中野勝正）** 8番、田中元議員。

○**8番（田中 元）** 当然これは総文のあれに当たると思うんで、直接の質問は出来ません。今からしますが、この第5条に館長その他職員を置くことができるという暫定的なものがありますが、これはあえて言うなら、新しいものができることによって職員の増員ということは考えられると思うのだが、そういうふうにしていて差し支えないのですか。

○議長（中野勝正） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 職員の増員につきましては、正職については増員ということは考えておりませんが、今の事務体系的には職員は3名で、館長1名というふうな対応で考えております。以上でございます。

○議長（中野勝正） 8番、田中元議員。

○8番（田中 元） 今のご説明ですと、兼務ということも考えられることなんですね。そういうふうな館長扱いなのか、それとも今の館長の場合、単独のきちんとした館長になるのか。例えば農業委員会あたりで事務局長を兼務するとかというようなのがありますが、そういうような体系として考えられるのですか。どちらなのでしょう。まだ決まっていますか。

○議長（中野勝正） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 館長さんはご1名というか、兼務はされません。そのほかに臨時職員3名ということで考えています。

ただ、館長さんにつきましては毎日ということではなく、非常勤というような形で考えております。

以上です。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

4番、諸橋和史議員。

○4番（諸橋和史） 先ほど説明がありました、25年の1月から4月まで暫定的にというような話し方なんですけれども、現実にここの町が取得できるといいますか、良寛記念館を取得できるというのは、私は取得したいという話は町長から聞いていたんですけども、現実に取得できるというのはいつごろになるものか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（中野勝正） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 財団につきましては、11月31日をもって解散となります。12月1日から清算法人良寛記念館という形で清算を開始しまして、2月末までに財産の確定をしまして、3月1日をもってそれを寄附を町にさせていただくということで、3月1日で町に財産が全部寄附をされるということになります。

以上です。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

6番、宮下孝幸議員。

○6番（宮下孝幸） 一般質問でも仙海議員が用意しているようでございますので、私は余りいろんなこと言うのも何でございましょうけど、先ほど教育委員会の担当、これは博物館法に基づいて。過去財団であったとき入館者の減等で経営的にもかなり苦しいものがあつたと。観光立町の考え方からすると、先ほど三輪議員、ちらっと触れられましたが、三輪さん、大変おとなしい方ですので、

余り突っ込まないのですけど。私厳しく申し上げますが、これ教育委員会が預かって、観光立町とどう結びつけていくのか。先ほど言った観光の考え方からすると、産業観光課が担当してやるべきだし、博物館であっても、記念館であっても大切な観光財源であることは間違いがないんで、黒字でなければいけないということではありませんが、しかし赤字でいいということにもならない。そうすると、財団でやっていたときのものをなるべく回復をするような方策というものも政策的には立てていかないと、常々この記念館を町が譲り受けることによって財政的にかなりの負担になっていくということも将来考えられるわけですから、この辺の結びつきというものをどういうふうに考えてこの博物館法を適用されて教育委員会が担当しようということでご提案されているのか、その辺の説明、もう一度いただきたいと思いますが。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） これにつきましては、いろいろただいまご意見がございますように、担当課長が申し上げておりますように、博物館ということに基づいて、その所管を教育委員会ということで規則をさせたわけがございますが、今皆さんが、またこの後の一般質問で出てまいります、記念館というものを観光といいましょうか、やっぱり大勢の皆さんからおいでをいただくと。また、運営にもかかわる問題でございますが、これは帰属はどこにあらうと、帰属については博物館に基づいて教育委員会、しかしその運営等につきましては、これはあくまでも教育委員会単独でやるものではございません。町が受けるのですから、町の中における機関として教育委員会、その教育委員会、すべてそうですね。教育、産業振興、あるいは福祉、いろいろの面は総合的に、複合的に、やっぱり相乗的に効果を上げるというところに目的がございます。

だから、教育委員会だから、ただ博物館ということの中で良寛さんという遺跡をただ皆さんにお見せをいただくということじゃなくて、やはり私たちはそれを町の産業観光なり、いろいろな面に結びつけながら、しかもご指摘のございますところの運営にかかわることでございますので、かねがね皆さんにも申し上げておりますが、町が受けた以上は、皆さんからもご協力をいただいて、対外的にもしっかりと良寛さん、あるいは町の文化、そういうものを売り込みながら、今まで以上の入館者を求めながら、出雲崎町の教育、あるいは文化、産業、あらゆる面に相乗的に効果が上がるように結びつけていくということでございますので、所管がどうであらうと、そういうものはそれなりにお受けとめいただいて、ご指摘のように皆さんのご協力をいただいて、しっかりと管理運営をしてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたい。

○議長（中野勝正） 6番、宮下議員。

○6番（宮下孝幸） 町長おっしゃるとおりでございます、出雲崎町役場においては余り見られない傾向かもしれませんが、往々にして役所というのは縦割り傾向、所管それぞれの分野以外は担当しないと、こういう意識的なものが働いては困るなという懸念がありました。

今町長、町が責任をとすることは、トップである町長が責任を持ってやっていくという決意だと

思います。産業観光課にもかかわるようなことになってまいりますので、ぜひ教育委員会が所管しようとも、おのおの連携をとって、やはり入館者数を増やしていく、観光人口を増やすということに努力をしないと、赤字そのものを抱えたまま、いかに貴重な観光資源といえども、垂れ流しているということになりませんので、ぜひその辺を今後努力をいただくことを前提に答弁いただきました。甘受いたしました。ありがとうございました。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） これで質疑を終わります。

議案第48号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第49号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第8、議案第49号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第49号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、廃棄物処理手数料の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、現在長岡市において建設中の生ごみバイオガス化処理施設が来年度から稼働することに伴いまして、本町におきましても生ごみの分別収集を行うことから、生ごみ用指定袋の手数料の追加を行い、あわせて粗大ごみの処理に関する手数料の一部改正と、事業系廃棄物処理手数料の一部改正を行うものであります。

なお、長岡市に廃棄物処理の業務委託をしている関係上、改正の内容につきましては、長岡市が既に行った改正内容と同一のものとなっております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（池田則男） それでは、補足をさせていただきます。

今回の改正につきましては、7月の全員協議会で若干説明させていただきましたけれども、3点ほどの改正を行うものでございます。

資料の4ページの新旧対照表をご覧ください。まず、1点目ですけれども、第13条第2項の改正でございます。条文中のただし書きを削るものであります。これにつきましては、従来粗大ごみを処理施設に持ち込む場合、個別収集の手数料の半額にしていたものを今回同額とするものであり

ます。長岡市においては、本来この件については引越し等の特別な事情がある場合を想定して半額扱いをしていたということですが、最近ではそれに限らず搬入されているということが多くという観点から、半額の取り扱いを廃止するというごさいます、当町もこれに同一の取り扱いをするというものでごさいます。以上が1点目です。

2点目は、別表第1において、生ごみ用の指定袋の手数料を追加するものであります。5ページになりますけれども、この手数料の考え方につきましては生ごみの分別の促進を図るという観点から、現在の燃やすごみ用の指定袋よりも5リットル用については1円、10リットル用については3円安くするものでありまして、これも長岡市と同一にするものでごさいます。

3点目は、別表第2の事業系廃棄物の燃やすごみ、燃やさないごみの手数料の額を上げるものでごさいますが、これについての長岡市の考え方としまして、廃棄物処理法の趣旨、あるいはごみの減量化やリサイクルの推進、また種々の経済状況等を勘案しまして、現在の手数料を50%上げるというふうなことであります、長岡市のほうでは、当町におきましても同じ取り扱いにするというものでごさいます。以上3点。

なお、この改正条例につきましては来年の4月1日からの施行を予定しております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今回ここに事業者用の燃やさないごみ、今大幅アップということですが、これはほかのものと合わせざるを得ないということですが、今現在この方、どのぐらいの利用者があるのでしょうか。その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思うのですが、事業所のごみ、どうか。

○議長（中野勝正） 町民課長。

○町民課長（池田則男） 事業系のごみにつきましては、ご案内のとおり事業者、事業系のごみとしまして分類しますと、事業系の一般廃棄物ということと、産業廃棄物とに分類されますけれども、いわゆる事業者、一般のいろいろ事業ごさいますけれども、こういう方についてはこの袋を使ってやるということになります、数については今町内にある事業所の数のほうでそれぞれ取り扱っている、今現在私のほうで何件あるかということは今数字持っておりません。申しわけごさいません。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

5番、中川議員。

○5番（中川正弘） 今回長岡のほうと合わせて燃やす事業系のごみのほうも倍増するわけですが、かねがね懸案となっておりますのが事業系の廃棄物を事業者が一般ごみとして出す。それをどこで線引きするのか。大変難しい。私も会社を営業しておりますが、家庭用として出せるごみの量を条例である程度規制されているんですけども、それを無視してどこまでも家庭用ごみとして

出すことも可能なの。それをどこかで今回きちんともう一遍仕切らないと、隣の業者はしっかりと茶色の事業系ごみ袋を使ってきちんと高い料金を払って出している。隣の業者は、黄色い家庭用のごみを使って家庭用のごみとして出している。という現象が起きかねない。大変難しい問題だと、私もその結論は見出せませんが、どのようにその辺お考えですか。

○議長（中野勝正） 町民課長。

○町民課長（池田則男） 今ほど中川議員さんがおっしゃるとおりだと思います。これを契機に、いま一度私どものほうでもどのような形が一番いいのか、あるいは事業者と一般ごみの区分をいま一度検討しまして、よりいい方向で持っていけるように今後検討したいと思っていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（中野勝正） 5番、中川議員。

○5番（中川正弘） みんな平等に税の負担をしているわけですから、できれば本当にきちんとした形でやっていただきたいと思います。

自分が事業者だという認識のない事業者がたくさんいるように見受けられるのです。家庭用のごみを使って出している。多々見受けられますので、事業者ですよということ、もう一遍言ってやらないと、みんな事務系のごみまで全部黄色いごみ袋に入れて出されているというふうに見られますので、ぜひお願い申し上げます。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） これで質疑を終わります。

議案第49号は、社会産業常任委員会に付託します。

これでしばらく休憩します。

（午前 9時56分）

○議長（中野勝正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時04分）

◎議案第50号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第9、議案第50号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第50号につきましてご説明を申し上げます。

現在石井町の良寛堂前に建設しております町営住宅が11月末には完成する予定でありますので、町営住宅の設置にかかわる所要の一部改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明をさせていただきます。

資料の7ページ、新旧対照表をご覧ください。町営住宅Bタイプのうち、石井町住宅の戸数が1戸増えて4戸となります。

また、家賃につきましては、先般の3戸と同額の月額4万円ということで定めさせていただきたいというものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第50号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第51号 平成23年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第52号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第53号 平成23年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第54号 平成23年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第55号 平成23年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第56号 平成23年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第57号 平成23年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 平成23年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 平成23年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算

認定について

○議長（中野勝正） 日程第10、議案第51号 平成23年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第52号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第53号 平成23年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第54号 平成23年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第55号 平成23年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第56号 平成23年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第57号 平成23年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第58号 平成23年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第59号 平成23年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上議案9件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第51号から議案第59号につきまして一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第51号、一般会計決算からご説明を申し上げます。平成23年度の一般会計予算額は、当初予算34億4,200万円、平成22年度からの繰り越し分2億3,799万2,000円、途中11回の予算補正で4億4,124万2,000円を追加し、最終予算規模は38億8,324万2,000円となりました。決算を見た場合、歳入総額は38億8,004万6,000円、歳出総額は37億254万3,000円となり、歳入歳出差引額は1億7,750万3,000円となりました。この中には、平成24年度へ繰り越す財源として5,965万4,000円が含まれており、実質収支額は1億1,784万9,000円の黒字となり、これを平成24年度に繰り越すことといたしました。

歳入決算額では、前年度に比べ1億7,004万1,000円、4.6%の増加となりました。これは、町税の町民税法人分の回復によるもの、国の補正予算による地域活性化交付金等の国庫支出金の増加、また防災行政無線のデジタル化工事による過疎債の借り入れ増に伴い、歳入増となりました。

歳入の主立ったものは、多い順から地方交付税が16億3,765万7,000円でトップであり、歳入総額に占める割合は42.2%となっています。次いで町債4億9,658万2,000円、12.8%、町税4億4,230万7,000円、11.4%、国庫支出金3億8,146万円、9.8%の順となっています。

歳入を自主財源、依存財源に分けてみますと、町税等の自主財源は8億5,663万7,000円で、歳入全体の22.1%、地方交付税、国庫・県支出金等の依存財源は30億2,340万9,000円で、77.9%と、依然として高い割合となっております。

次に、歳出決算額は、前年度に比べ1億6,066万円、4.5%の増となり、国の緊急総合経済対策として繰り越し事業となった地域活性化交付金事業、石井町の町営住宅建設などの普通建設事業費の

増、また梅雨前線豪雨、台風による災害復旧工事費等の増により投資的経費が増加いたしました。

歳出の主立ったものは、民生費が7億7,930万5,000円、歳出全体に占める割合は21%とトップであり、給付費の伸びによる国保会計、介護会計への繰出金の増加などが要因となっています。

次に、土木費の7億7,514万9,000円、前年度比29.4%増となりましたが、除雪委託料、新規町営住宅の建設、街なみ環境開発基金への繰り出しによるものとなっています。

次に、農林水産業費の4億1,150万5,000円、前年度比8.3%の増となりました。これは、林業費、林道船橋鉾ノ入線新規開設工事等の事業費の増加によるものとなっています。

次に、歳出決算を性質別で見た場合には、人件費、扶助費、公債費の義務的経費では12億5,988万7,000円で、全体の34%、3分の1を超えており、前年度比では3.5%の増で、特に扶助費が増加しております。投資的経費では、町営住宅建設による単独事業費が前年の倍増となり、普通建設事業費が8億4,653万円、前年度比40%の増となりました。

次に、町債の平成23年度末現在高は36億8,250万9,000円であり、過疎対策事業債と臨時財政対策債の増加により、前年度比4.9%、5,462万9,000円の増となっています。

財政健全化法に基づく財政健全化指標として5つの指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、公営企業における資金不足比率が財政健全化のバロメーターとして用いられ、公表が義務づけられていますが、一般会計、特別会計ともに関係する5指標は、本町には特に問題ない数値となっております。

今後も過疎対策事業債を中心に財源対応は不可欠であり、公債費が増高傾向にあるため、将来的にも弾力的な財政運営を図るために基金を有効に活用し、重点的、効率的配分に留意し、経常経費の抑制、行政コストの低減を図り、一層の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、議案第52号、国保会計決算につきましてご説明申し上げます。平成23年度末における被保険者数は753世帯、1,278人で、前年度より23世帯、45人減少しております。

歳入では、国保税の収納総額は1億359万2,000円で、収納率は全体では94.3%、現年度分では97.3%となりました。前年度より全体で1.0ポイント、現年度分で0.6ポイント、いずれも減少しています。その他の歳入では、国庫支出金が1億5,823万2,000円、前期高齢者交付金が1億2,580万7,000円、共同事業交付金が8,237万7,000円、繰入金が8,199万9,000円の順となっています。

一方歳出では、保険給付費が3億9,265万6,000円で、前年度より3,238万8,000円、9.0%増加しました。また、共同事業拠出金を7,322万4,000円、後期高齢者支援金5,776万2,000円、介護納付金を2,683万3,000円支出しております。

これらによりまして、平成23年度本会計の決算額は歳入総額6億2,420万5,000円、歳出総額5億7,386万8,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに5,033万7,000円の黒字決算となりました。

議案第53号、介護会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成23年度末における第1号被保険者数は1,783人で、前年度より6人減少しました。そのうち要介護、要支援認定者数は411人で、

認定者の割合は23.1%となりまして、前年度より0.3ポイント上昇しております。

歳入では、介護保険料が7,993万9,000円で、収納率は99.8%となりまして、前年度と同率となっております。また、支払基金交付金が1億9,366万6,000円、国庫支出金が1億8,153万8,000円、繰入金金が1億2,600万円、県支出金が9,952万3,000円の順となっております。

一方歳出では、保険給付費で6億3,651万9,000円で、前年度より3,522万5,000円、5.9%の増となりました。居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費の増加が主な要因となっております。

これらによりまして、平成23年度本会計の決算額は歳入総額6億8,688万6,000円、歳出総額6億7,675万2,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,013万4,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第54号、後期高齢者医療会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成23年度末の被保険者数は1,217人で、前年度より4人増加しております。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料の3,922万9,000円で、収納率は4年連続100%となっております。また、一般会計からの繰入金が2,046万3,000円となりました。

一方歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金が5,672万1,000円となっております。

これらによりまして、平成23年度本会計の決算額は歳入総額6,060万1,000円、歳出総額5,940万円、歳入歳出差引額、実質収支ともに120万1,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第55号、簡水会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成23年度は、前年度に続きまして大釜谷、山谷、相田の3カ所で井戸を新しく新設いたしまして、硬度の低い良好な水源の確保は進みました。

また、老朽化した配水管の更新工事により漏水事故の軽減を図り、安定した上水の供給に努めてまいりました。

これらによりまして、平成23年度本会計の決算額は歳入総額1億5,177万7,000円、歳出総額1億3,404万6,000円、歳入歳出差引額1,773万1,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額は600万円、これにより実質収支額は1,173万1,000円の黒字となりました。

次に、議案第56号、特生排会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成23年度は、浄化槽の維持管理を実施いたしました。

これによりまして、平成23年度本会計の決算額は歳入総額2,098万4,000円、歳出総額1,991万8,000円、歳入歳出差引額106万6,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

次に、議案第57号、農排会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成23年度は、出雲崎地区処理場など3処理区の維持管理を実施いたしました。

また、今後の施設の老朽化対策を行うため処理場、マンホールポンプ場の現状における機能診断を実施いたしました。

これらによりまして、平成23年度本会計の決算額は歳入総額1億7,979万8,000円、歳出総額1億6,360万4,000円、歳入歳出差引額1,619万4,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額は810万円であり、これによる実質収支額は809万4,000円の黒字となりました。

次に、議案第58号、下水道会計決算につきましてご説明申し上げます。平成23年度は、久田浄化センター等、施設の維持管理を実施いたしました。

また、処理場の供用開始から15年が経過し、機械設備、電気設備の更新時期を向かえることから、これら機器の延命を図りながら、効率的な入れかえを行うため長寿命化計画策定を行いました。

これらによりまして、平成23年度本会計の決算額は歳入総額2億1,691万1,000円、歳出総額2億1,027万6,000円、歳入歳出差引額663万5,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となりました。

終わりに、議案第59号、宅造会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成23年度は、てまり団地で2区画、買い戻しと再販売を行いました。

また、山谷地内に新たな住宅用地造成を開始いたしました。

これらによりまして、平成23年度本会計の決算額は歳入総額4,710万2,000円、歳出総額1,642万4,000円、歳入歳出差引額3,067万8,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額は3,000万円であり、これによる実質収支額67万8,000円となりました。

以上、一般会計並びに8特別会計の決算につきましての概要説明を行いました。決算の内容につきましては決算書及び決算審査意見書並びに主要な施策の成果説明書をご覧いただきまして、認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） 次に、決算審査について監査委員の発言を許します。

代表監査委員、石川豊さん。

○代表監査委員（石川 豊） ご苦労さまです。前任者、志田忠護さんにかわり、代表監査委員を務めます石川豊でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、平成23年度の出雲崎町決算審査意見を申し上げます。お手元にはいる冊子の1ページ目をお開きください。第1、出雲崎町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見。

1、審査の対象。平成23年度出雲崎町一般会計決算、平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計決算、平成23年度出雲崎町介護保険事業特別会計決算、平成23年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計決算、平成23年度出雲崎町簡易水道事業特別会計決算、平成23年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計決算、平成23年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計決算、平成23年度出雲崎

町下水道事業特別会計決算、平成23年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計決算。

以上、一般会計決算を含む9会計決算であります。

なお、昨年度まで掲載されていた出雲崎町老人保健特別会計決算につきましては、平成22年度をもって廃止となりました。よって、平成23年度の審査の対象の中にはありませんので、ご報告申し上げます。

2、審査の期間。平成24年8月3日から平成24年8月29日まで。

3、審査の方法。審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に適合し、適正に処理されているかなどの点を関係諸帳簿、証拠書類と照合精査いたしました。

なお、審査に際しては、関係職員から説明を聴取するとともに、当年度の定期監査並びに例月出納検査の結果を参考としました。

4、審査の結果と意見。審査に付された一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書等は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であると認められました。また、予算の執行等にかかわる事務処理については、おおむね適正に行われているものと認められます。

一般会計の決算規模は、国の緊急総合経済対策等により、前年度より4.5%程度の増加となっております。また、実質単年度収支は400万円超の黒字となっておりますが、これは財政調整基金から1,200万円を取り崩した後の数字であります。いずれにしても財政調整基金残高は21億円を超えており、国、地方を取り巻く厳しい経済・財政状況の中にあって堅実・着実な財政運営が行われています。

経常収支比率は80.1%で、前年度より1.3ポイント増加しました。これは、普通交付税と臨時財政対策債が減少したことが影響したものであります。

2ページをご覧ください。なお、実質公債費比率については8.0%、前年度に比べマイナス0.1ポイントとなっておりますが、詳しくは財政健全化等に関する指標の項目で述べます。

特別会計については、すべての事業会計において実質収支が黒字となっており、良好な状態にあります。詳しくは財政健全化等に関する指標の項目で述べます。

その指標の項目ですが、平成19年6月に公布されました地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき、平成20年度の決算から実質赤字比率など5つの指標について審査を行っていますが、平成23年度決算にかかる各指標について、本年も以下のとおり審査を行いました。

まずは、財政健全化指標であります。

なお、財政健全化指標並びに次の経営健全化指標の表示で白抜きの三角マーク、いわゆるマイナス表示の場合、黒字または将来負担すべき負債がないことを意味しますので、まことに恐縮ですが、括弧書きの文言の読み上げを割愛させていただきますようお願い申し上げます。

それでは、①、実質赤字比率は黒字となっています。参考数値はマイナス5.44%です。赤字である場合の早期健全化策定基準の国の基準範囲、以下国の基準範囲と申し上げますが、11.25%から15%であります。

②、連結実質赤字比率は黒字となっています。参考数値はマイナス9.60%です。赤字である場合の国の基準範囲は16.25%から20%であります。

③、実質公債費比率は前年度より0.1ポイント減少し、8.0%となっています。国の基準範囲である25%以下の値であり、良好な数値となっています。

④、将来負担比率はマイナス27.8%で、将来負担はありません。国の基準範囲である350%以下の値であり、良好な数値となっています。

次に、経営健全化指標であります。⑤、公営企業における資金不足比率は、いずれの特別会計も黒字となっています。参考数値を申し上げます。簡易水道事業特別会計、マイナス10.8%、特定地域生活排水処理事業特別会計、マイナス15.4%、農業集落排水事業特別会計、マイナス23.9%、下水道事業特別会計、マイナス12.4%、住宅用地造成事業特別会計、マイナス9.3%となっています。赤字である場合の国の基準範囲は20%であります。

以上、当町における5つの指標については、いずれも黒字もしくは早期健全化策定基準の国の基準範囲の数値を大きく下回っており、健全財政が保持されているものと認められ、特に指摘すべき事項はありません。

なお、各比率の算出方法など詳細については、11ページから14ページに掲載してありますので、後ほどご覧になってください。

それでは、3ページにいきます。第5次出雲崎町総合計画の基本構想の一つに、活気・活力に満ちた産業のまちづくりがありますが、その中の観光、レジャーについて申し上げます。

平成16年と平成19年に発生しました地震等の風評被害で落ち込んだ観光入り込み客数も、震災復興祈願イベントなどの実施により29万1,825人と、災害前の入り込み客数に近づいており、観光資源の掘り起こしを初め、町を挙げての復興に向けた努力が着実に成果となってあらわれてきております。

次に、交付金についてですが、平成23年度は国の緊急経済対策により、地域活性化・きめ細かな臨時交付金、住民生活に光をそそぐ交付金、また経済基盤の強化と生活環境の保全を目的とした社会資本整備総合交付金が交付され、地方単独事業に活用したため地方負担の軽減が図られたとともに、公共事業の前倒しを行うことができ、地方公共団体への配慮がなされたところであります。しかし、町の財政を取り巻く環境は引き続き極めて厳しい状況であり、今後とも真に必要な事業への積極的な財源配分を行い、町民の健康づくりを推進するとともに、安心して住み続けられる町づくりを目指し、町民生活のより一層の向上に努められるよう望むものであります。

なお、審査の概要は次に述べるとおりであります。4ページ以降、67ページまでであります。

引き続きまして、68ページをお開きください。第2、出雲崎町基金運用状況審査意見。

1、審査の対象。

(1)、平成23年度出雲崎町街なみ環境開発基金。

(2)、平成23年度出雲崎町奨学金貸与基金。

2、審査の期間。平成24年8月3日から平成24年8月29日まで。

3、審査の方法。審査に付された基金の運用状況報告書に基づき、計数の正確性及び運用について関係諸帳簿等を照合精査するとともに、関係職員から説明を聴取して審査しました。

審査の結果と意見。審査に付された基金の運用状況報告書は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であり、設置の目的に沿い、適正に運用されたものと認められます。

審査の概要は、次に述べるとおりであります。69ページと70ページに運用状況が掲載をされております。

最後に、例月検査、定期監査などを通して5カ月余り登庁して感じたことを2点ほど申し上げたいと思います。1点目は、職員のあいさつが非常によいことでございます。正面入り口から入りますと、職員はだれと言わず来庁者に対して声をかけてきます。あいさつをされたほうは、とても気分がよく、うれしくさえなります。身近な行政、開かれた行政を感じてもらうためにも、どうかこれからもあいさつの励行をお願いしたいところであります。

もう一点は、町職員を取り巻く状況は、行財政改革のあおりを受けて、複数の業務を兼務したり、また新しい法律の施行や法改正などに伴い、従来と違う事務処理を余儀なくされたりと、大変厳しいものがあるかと思えます。しかしながら、行政事務を担うものとして、その職員の程度、立場に合った自己研さんを積んでいただき、効率のよい行政運営を、今までに増して寄与してもらうことを期待いたします。

以上で決算審査意見の発言を終了しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎決算審査特別委員の選任

○議長（中野勝正） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第51号から議案第59号まで議案9件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号から議案第59号までの議案9件につきましては、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（中野勝正） お諮りします。

ただいま設置が決定しました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定しました。議案第51号から議案第59号まで議案9件は、決算審査特別委員会に付託します。なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

◎議案第60号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について

議案第61号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第62号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中野勝正） 日程第19、議案第60号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について、日程第20、議案第61号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第21、議案第62号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、以上議案3件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第60号から議案第62号につきまして一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第60号、一般会計の補正につきましてご説明を申し上げます。歳出から各款の主なものを申し上げますと、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、町道小釜谷線の訴訟の終了に伴いまして、相手側の訴訟費用の負担分を計上いたしました。

5目財産管理費では、町長室の壁面の改修工事費を計上いたしました。

7目企画費では、基幹系業務クラウド構築の関係費を計上いたしました。これは出雲崎町、聖籠町、関川村で連携をしまして、いずれかの町村で証明書等の発行ができなくなった場合、残った町村で対応できるシステムを構築するもので、国の関係機関の補助が当たることになっております。

次に、3款民生費では、各項目に共通して23年度事業の精算に伴う国県補助金の返還金を計上いたしました。

1項社会福祉費、3目国民健康保険事務費では、一般会計からの繰出金を減額をいたしました。

4款衛生費におきましては、平成23年度事業の精算に伴う国県補助金の返還を計上いたしました。

6 款の農林水産業費、1 項農業費では、環境保全型農業の直接支払交付金の申請に基づく追加計上となりました。

7 款商工費、3 目観光費では、2 つのイベントが中越沖地震復興基金事業に該当したため、町の負担金を減額いたしました。

また、4 目天領の里管理費では、火災に遭ったデッキ部分の補修工事費を計上いたしました。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費では、本年除雪車を 1 台更新するため、古いものを廃車の予定となっておりましたが、この冬期の除雪体制を踏まえまして方針を変更し、車検を取り直すこととし、関係経費を計上いたしました。また、町内各所の細かな道路修繕が発生しておりますので、11 節、15 節で道路修繕費を、また町道山谷小釜谷線工事、川西排水路の工事費の追加工事費を計上いたしました。

5 項住宅費では、今後の見込みから、街なみ整備助成金を追加いたしました。また、現在建設中の石井町町営住宅の外構工事費を追加計上いたしました。

9 款の消防費、3 目消防施設費では、今後の防火水槽設置予定箇所における地質調査委託料を計上いたしました。

4 目防災対策費では、災害時に要援護者の移動手段として、町内の民宿等のマイクロバスを町が借り上げ、職員の運転を可能とするため、その免許取得費用を、また職員の放射線知識の向上のための資格取得講習関係費用を計上いたしました。

10 款教育費では、久田地内の埋蔵文化財試掘調査委託料を計上いたしました。

次に、歳入では、これらの歳出補正予算に要する財源として県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入を計上いたしました。

これらによりまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ 3,600 万 4,000 円を追加し、予算総額を 33 億 3,692 万 4,000 円とするものであります。

次に、議案第 61 号、国保会計の補正につきましてご説明を申し上げます。歳出予算につきましては、11 款諸支出金に前年度の療養給付費等交付金等の精算に伴う返還金 912 万 9,000 円を計上いたしました。

一方、歳入予算につきましては、保険税率の改正等によりまして、1 款国民健康保険税を 450 万円減額したほか、11 款繰入金では法定外繰入金 1,000 万円を減額いたしました。これら歳入の減額分につきましては、前年度繰越金で補填をしております。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ 932 万 9,000 円を追加し、予算総額 5 億 9,832 万 9,000 円とするものであります。

次に、議案第 62 号、介護会計の補正につきましてご説明を申し上げます。このたびの補正は、主に前年度の精算に基づくもので、歳出予算では 4 款基金積立金に 599 万 2,000 円を追加しまして、介護給付費準備基金に積み立てるほか、7 款諸支出金には 427 万円を計上いたしております。

一方、歳入予算では、4款支払基金交付金に追加交付を受ける金額を計上したほか、8款繰越金に前年度繰越金を全額計上いたしました。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ1,060万8,000円を追加し、予算総額を7億1,710万8,000円とするものであります。

以上、一般会計並びに2つの特別会計の補正予算につきましてその概要を説明いたしましたが、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） しばらく休憩します。

（午前10時43分）

○議長（中野勝正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

○議長（中野勝正） 次に、補足説明がありましたら、順次これを許します。

最初に、議案第60号について。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、一般会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

事項別明細書、歳出174ページをお願いいたします。総務費、総務管理費、一般管理費でございます。町長の説明のとおり、22節の補償補填及び賠償金で、町道小釜谷線の訴訟料を計上いたしました。5月の全協で内容をご報告させていただきましたが、最終的には高裁に上告しておりましたけど、敗訴というふうなことで、最高裁へは上告しないというふうなことで確定してございます。これは、相手方の訴訟費用の一部を本町が負担するというふうな部分のものを計上してございます。

それと、町長室の壁の改修工事でございます。年度途中でございますが、実は大分傷んできております。ということと、隣を応接相談室ということで利用しておりますが、相談というふうな業務もありまして、防音を兼ねてちょっと改修をさせていただきたいなというふうなことで今回計上させていただきました。

続いて、企画費のほうでございます。基幹系業務クラウド関係の事業でございます。聞きなれない事業になりますが、これは議会資料を用意いたしました。資料1ページをご覧くださいと思います。実は、まず名前からでございます。自治体クラウドというふうな表現でございますが、これは地方自治体が情報システムを自分たちの役場庁舎で保有、管理するというふうなことに変えまして、外部のデータセンターにおいて保管管理して、通信回線経由して利用できるようにするというふうな仕組みでございます。実はクラウドというのは雲というふうなことで、雲の向こう側でデータを管理すると、そんな意味合いから自治体クラウドというふうな名称になっているというふうなことでございます。複数の地方自治体が一体となりまして、情報システムを共同化、集約化を

進めるというふうなものでございます。ということで、議会資料のほうで事業の概要でまとめてございますが、簡単に申し上げますと、3町村、聖籠町、出雲崎町、関川村、これいずれも電算の業者がBSNアイネットでございます。そこが関係する3町村で、災害時、特に東日本大震災のときの関係でおわかりかと思えますけど、津波で住民基本台帳情報が全部流れてしましまして、それを復元するというふうなことは、もう果てしなく時間がかかる、労力かかる業務でございます。仮にあっては困るのですが、こういうことを補完する方法といたしまして、新潟にありますクラウドセンター、これ電算会社でございます。ここに住基情報をすべて持っていくと。出雲崎町、聖籠町、関川村の情報をすべてそこに集めると。常時はそこで管理いたしまして、常にリアルタイムというか、1日おくれになりますけど、それぞれ3町村のデータをその3つの市町村がそれぞれまたバックアップで持つというふうなものでございます。したがって、本町で何かあった場合、聖籠町で住民基本台帳系の発行からすべての実務ができる。関川村でもできるというふうなことでありまして、今後どんなふうな状況が起こるかわかりませんが、とにかくこういう電子情報を失わないようにするため3町村で協力して事務を補完するというふうな形でございます。どこかがだめな場合、残った2つが、また残った1つが対応できるというふうなものでございます。これは、総務省関係の外郭の団体でございます。財団法人地方自治情報センターが全国でモデルケースとして求めておりました。4グループが全国で採択になったというふうなことで、北海道、新潟、静岡が2つというふうなことで、モデル的なケースで採択になったというふうなことで、ちょうど海があり、また県央、また県北と、山というふうなことで、地理的に違う条件の中でのそういうふうな部分の私らグループを組んでおります。

ということで、これは1町村約1,000万円ずつで3町村で3,000万円、一旦センターから聖籠町にお金が入りまして、私ども1,000万ちょっとでありますけど、それを関川と出雲崎にそれぞれ1,000万ずつまたお金が流れてくるというふうなことで、それを電算会社にまた委託契約をして払うというふうなことで、実際100%国系のお金が入ってくる事業で、モデルケースとして実施するというふうなもので、実際本年度の末から運用を始めますが、3町村とも連携してこれからも進んでいくと。経費的につきましては、いろいろ制度の改修とかなんか出てまいりますと、これは3町村みんな一緒に今度できるというふうなことになりまして、今後の経費の中の部分も、経費の節減効果も図られていくのではないかなというふうな話でございます。

クラウド関係は以上で、続きまして175ページの徴税費、税務総務費の税還付金及び還付加算金の追加というふうなことで今回計上いたしました。実は被災者、これ東日本大震災を受けましてですが、生活再建支援金の税改正、税法上の改正がございまして、実は被災損失から被災者生活支援金を受けた場合、その部分が除かれまして、損失額が小さく圧縮されております。ところが今回の改正によりまして、東日本大震災を受けまして、その雑損控除が見直されたというふうなことで、その内容が実は平成19年の中越沖地震までさかのぼっているというふうなことになります。したが

いまして、それに関係する人がやはり、被災者生活再建支援金を受け取った方が本町、当然いらっしゃると思いますので、その方の雑損の部分で影響が出まして、所得税、町民税の還付が発生するというふうなことで、税法改正に伴うものというふうなことで今回追加させていただくというふうなものでございます。

続きまして、176ページ以降でございます。以下、民生費関係の返還金につきましては町長の説明のとおり、23年度の国県の補助金の精算でございます。

あと、中ほどの障害者福祉費の就労支援施設業務委託料、これサポートセンターへの委託料でございますが、サポートセンターの利用者が町関係の作業を受けた場合の委託料業務というふうなことでこの部分、また新たな追加というふうなことで本町でのお手伝いをいただくような形で追加計上させていただきました。

177ページ、国民健康保険事務費関係、これは平成23年度の繰入金、国保、5,000万ちょっと出ておりますけど、当初一般会計から法定外繰り出しというふうなことで予定してございましたが、国保の繰越金の財源調整をいたしまして、一般会計からの法定外を今回は減額で、なしにするというふうなものでございます。

老人福祉費の地域除雪支援体制づくり整備事業補助金追加、これはネットワークさぷらいが除雪機械関係、購入いたしましたけど、追加でございます。町分の除雪機も購入終わりましたけど、その分の残が出ましたので、こちらのほうに組みかえて、さらに整備をしていただくと、追加でございます。

続きまして、179ページをお願いいたします。農林水産業費、農業振興費関係でございます。環境保全型農業直接支援事業補助金の追加でございます。農地の環境保全に取り組む農家に対しての支援金というふうなことで、冬期の湛水、有機農業、あと江の設置など、17件の申請が本年ございます。当初51万3,000円の当初予算でございましたが、倍の申請というふうなことで今回追加計上させていただいてございます。

続いて、180ページをお願いいたします。観光費のイベント関係の減額は、町長の説明のとおりでございます。

あと、天領の里管理費の天領の里デッキの補修でございます。これは、8月の火災の補修というふうなことで、床板と根太を取りかえというふうなことで、12平米ぐらいになるかと思いますが、その辺の工事部分を計上いたしました。

続いて、土木費につきましては、これも町長の説明のとおりでございますが、実は除雪車関係でございます。当初これは、当初予算の編成時期との兼ね合わせでございます。既に12月ぐらいから編成を進めております。その中で当初一番古い除雪機を廃車にして、新たに更新というような形で除雪機を購入を考えておりました。ところがことしのこの大雪の中で除雪体系をもっと強化しなければいけないというふうな部分でございます。ということで現在6台体制を、今回新たな購入と

廃車を延ばして、7台体制で除雪を強化図りたいというふうなものでございます。あと、道路修繕関係は町内で細かい部分の補修、町道関係も8路線ぐらい、あと視線誘導標の町内の設置というふうなことで細かい部分の補修を計上してございます。

それと、道路新設改良費、181ページの中ほどになりますが、これは山谷小釜谷線、これは地盤対策で仮設の部分でちょっと追加が出たというふうなことで工事費、追加してございます。

排水路費につきましては、これは川西の排水路の整備でございますが、これも延長が追加というふうなことで工事費を追加してございます。

それと、181ページ、住宅費の街なみ整備助成金の追加でございます。当初400万円、予算で見えておりましたが、既に3件の申請ございまして、今後の見込みの中で70万円追加させていただきたい。

182ページでございます。住宅建設費、町営住宅関係でございますが、今回150万円の追加ということで、石井町の良寛堂前の町営住宅でございます。実は、この事業につきましては23年の繰り越し事業でやっておりましたが、大分進んでおりますが、外構部分につきまして24予算で追加して外構の整備を行いたいというふうなことで追加でございます。

それと、9款消防費でございます。防火水槽の設置箇所地質調査業務でございます。毎年二、三カ所ずつ防火水槽、国費を利用して設置を予定してございますが、やはり地盤の調査をして進んでいかないと、今後ちょっと国のお金が入った中でなかなかどう地盤のところ、どういう工法でというふうな部分がやっぱり出て、特にことしそういう経験してございまして、ということで来年度のものに主には向けての地盤調査というふうなことで今回計上させていただきました。あと、吸水管はこれ2本更新というふうなことでございます。

それと、防災対策費でございます。中型免許教習授業料というふうなことで、これ4人分でございます。今の免許につきましては昔の普通免許が中型免許というふうに変っておりますが、マイクロバスの運転についてでございます。限定解除というふうな形になるということになるそうです。今後原子力災害、またいろんな災害の中で、町内でマイクロバスをお持ちの事業者さんから、その日一日だけ借り上げさせていただいて、職員が有事のときに代ってその車を利用して運転をさせて、避難等に役立たせていただきたいというふうなことで、比較的若い職員から、まだまだ何十年ある職員の中から、中型免許のマイクロを運転できるようにちょっとさせたいというふうなことで今回計上させてもらったものでございます。実は、保険関係が特に問題がどうなるかというふうなことで、現在全国町村会の保険に入っておりますが、同じケースで同じことを考えた町村が東日本大震災のときやっぱりあったというふうなことで、マイクロバスを借りて、放射能関係だったと思いますが、急遽バスを借りて、職員が運転して避難させたというふうな事例があったと聞いております。そんなことで将来どのような事態になるかわかりませんが、原子力だけではありません。水害関係でも、いろいろあると思いますので、町内の仕出し屋さん、また民宿関係のところ、事業所から、持っていらっしゃるところをちょっとお願いして、有事のとき利用させていただくというふうなこ

とで、既に何件かご了解を得ておりますので、そんなことで職員の教育兼ねまして、免許の取得をさせたいというふうなことを考えてございます。

それと、第3種放射線取扱主任者講習受講料、これは原子力関係の知識を広げるというようなことで3名、東京のほうで2日間の講習になります。資格としては一番低い資格なんですけど、線量計の正式な使い方から、すべて放射線関係の基礎知識を勉強してきてもらうというふうなことで今3名を予定してございますが、先ほどの監査委員さんのお話にあったとおり、まず職員の能力向上というふうな部分で、こういう専門的な部分もちょっと含めて職員に研修に行かせたいというふうなことで今回計上させていただきました。

それと、防災無線の電波料の追加でございます。先ほど大変失礼いたしました。この件につきましては先ほど申しましたとおり、デジタル波とアナログ波、両方併用しております。それで、本来防災無線では余りうまくなかった防災以外の情報、学校関係含めて、公民館関係含めて、これにつきましてはコミュニティーの免許を取得いたしました。ということで堂々と流していけるわけなんですけど、その期間が当初予定していた期間、4月から3月までの12カ月予定しておりましたが、免許の更新月が11月というふうなことで、そこから1年というふうなことになります。来年度の4月以降、11月までの免許料分がちょっと不足になるというふうなことでその部分、今回追加させていただくというふうなことでございます。

それと、183ページ、埋蔵文化財関係、これは先日全協で説明した内容、また町長の説明のとおりでございます。

171ページ、お願いいたします。歳入でございます。県支出金、県地域自殺対策緊急強化市町村事業補助金、これは歳入だけの受けでございます。当初予算で既に歳出のほう計上してございます。歳入だけの受けというふうなことでございます。

それと、農林水産業費県補助金の県環境保全型農業直接支援事業補助金追加、これは歳出でご説明したとおりのものでございます。その2分の1が県のほうから入ってくるというふうなことでございます。

続いて、統計調査員、これは精算というか、事業費の割り当てで4,000円追加でございます。

あと、観光費の寄附金、これは住友不動産から、2年続けてでございますが、今回は観光費のほうへ、観光へというふうなことで500万円の寄附を受けたものでございます。

172ページ、基金繰入金についてでございます。これは、天領の里運営費の追加ということでデッキの火災補修部分に基金から繰り入れをさせていただきます。

あと、介護保険関係は精算に伴うものの繰り入れ。

あと、財源調整といたしまして、繰越金で調整してございます。今回1,690万9,000円の追加ということでございますが、繰越金が1億1,784万8,000円という中で今回追加いたしまして、残りは6,595万1,000円というふうなことでございます。

それと、173ページ、諸収入、雑入でございます。これは、先ほど歳出でご説明いたしましたとおり、大まかに各町村1,000万ずつというふうなことで歳入をすべて国のほうから補助金で受け入れるというような形ですが、聖籠町を經由いたしましたので、雑入で聖籠町から一応科目上は受けるというふうなことになります。

一般会計につきましては、以上でございます。

○議長（中野勝正） 次に、議案第61号及び第62号について。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） では、続きまして特別会計のほうにつきまして若干補足説明をさせていただきます。

まず、国保会計についてお願いいたします。国保会計補正予算書の165ページをお願いできますでしょうか。11款1項3目償還金に、平成23年度療養給付費等交付金返還金を879万7,000円追加しております。この療養給付費等交付金につきましては、当該年度の見込額で交付を受け、翌年度精算するというシステムになっておりまして、平成23年度分が過大交付となったことから、このたび返還をするものでございます。

次に、歳入のほうです。162ページ、お願いいたします。1款国民健康保険税でございます。こちらのほうにつきましては、6月定例会におきまして国保税の税率改定を行いました。その際、当初予算よりも税率の引き上げを抑制したというふうなことから、収納総額を減額するものでございます。

また、その下、11款の繰入金でございますが、今ほど一般会計のほうでも説明がございましたとおり、当初予算におきまして法定外繰り入れ1,000万円を計上させていただきましたが、このたびその全額を減額するという補正でございます。

これら歳入の減収分につきましては、12款の繰入金のほうで補填をいたしました。

国保特会につきましては、以上でございます。

続きまして、介護特会の補正につきまして若干補足させていただきます。介護特会の補正予算書、171ページをお願いいたします。介護特会につきましては、前年度の精算ということでございますが、4款基金積立金に介護給付費準備基金に599万2,000円を追加しております。

これによりまして、同基金の年度末残高752万6,000円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（中野勝正） これで提案理由の説明、終わります。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（中野勝正） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第60号から議案第62号までの議案3件につきましては、委員

会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号から議案第62号までの議案3件につきましては、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（中野勝正） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定しました。

議案第60号から議案第62号まで議案3件は、予算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

この際、しばらく休憩いたします。

（午前11時19分）

○議長（中野勝正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

◎決算審査特別委員会、予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（中野勝正） これから諸般の報告を行います。

休憩中に決算審査特別委員会及び予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

決算審査特別委員会では、委員長に諸橋和史議員、副委員長に田中元議員が、予算審査特別委員会におきましては委員長に諸橋和史議員、副委員長に田中元議員がそれぞれ互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第63号 教育委員会委員の任命について

議案第64号 教育委員会委員の任命について

○議長（中野勝正） 日程第22、議案第63号 教育委員会委員の任命について、日程第23、議案第64号 教育委員会委員の任命について、以上議案2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第63号、64号の教育委員会委員の任命につきまして一括ご説明を申し上げます。

まず、議案第63号につきましては、現在教育委員をお願いしております村越隆夫委員は2期目でございますが、任期が平成24年10月26日をもって満了となります。村越氏は、今まで6年5カ月の間、委員として教育行政にご尽力をされ、豊富な経験を積まれてこられた方でありますので、引き続き委員をお願いいたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

次に、議案第64号につきましてご説明申し上げます。同じく委員をお願いしております内山才子委員は現在1期目で、村越委員と同様、平成24年10月26日をもって任期満了となります。内山氏は、平成20年4月に一部改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、保護者による委員として選任されているものでございます。現在小学校6年生の子供さんの保護者として教育行政に熱意を傾注され、母として子育てに当たっておられる方であり、引き続き委員をお願いをいたしたく、よろしくご支持を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。

最初に、議案第63号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第64号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号及び議案第64号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号及び議案第64号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第63号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論、終わります。

次に、議案第64号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論、終わります。

これから採決します。

最初に、議案第63号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第63号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第64号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第64号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（中野勝正） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午前11時25分)

第 2 号

(9 月 19 日)

平成24年第3回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成24年9月19日（水曜日）午前9時30分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	仙海直樹
3番	田中政孝	4番	諸橋和史
5番	中川正弘	6番	宮下孝幸
7番	三輪正	8番	田中元
9番	山崎信義	10番	中野勝正

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	内藤百合子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	佐藤信男

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	遠藤望

◎開議の宣告

○議長（中野勝正） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎一般質問

○議長（中野勝正） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 諸 橋 和 史 議員

○議長（中野勝正） 最初に、4番、諸橋和史議員。

○4番（諸橋和史） おはようございます。この出雲崎も本当に自立しまして、これもひとえに現小林町長のたまものということで、7選を迎えまして、本当に我々出雲崎町民が自立してここまでやってこられたというのは、エコパークの問題、いろいろな問題ありましたが、小林町長のご尽力により、この出雲崎町が本当にまだ自立してここにこう現存しているということについては敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

それについて、今この自立した中でひとつ原発の問題、いろいろな問題をちょっと質問させていただきたいと思います。今福島では、大変な事件になっておりますけども、今後柏崎原発とどうかかわっていくのかということをお聞きしたいと思います。5,000人の町民の命と財産を守るのは、これは行政、町長の務めであります。それに付随しまして、我々議員も一人一人が自覚しまして、その方向に向かって進んでいかなければならないと思います。

また、柏崎原発は、今回最終日であります21日に防潮堤の見学というような話が予定されております。現実的には柏崎刈羽原発が再開を目指して動きつつあるなというふうに私個人は思っております。現実の話として、柏崎刈羽原発は世界一の大きさの原発でございます。そんな中で燃料プールももう少しでいっぱいになろうとしています。再開すれば、4号機はちょっと難しいにしても、いろいろな面で方向としては非常に大容量の原発が始動するわけでございます。そんな中で現実の話としましては、国の施策として高濃度放射能は再生しないと、プルトニウム化しないというような方向が出たり、またそれを地中に戻すというような話で進めてまいっております。

その中でまたもう一点、原発を2030年にやめるというような方向が出た、すぐまた経済産業省の枝野さんが現実的には今つくっている青森の原発については、これは新設ではないというような方向を示されております。そんな中で現実的にそれが動き出すということになると、2050年以降にまで動くということになります。我々は、青森のことを心配するよりも、現実的には出雲崎町は20キロ圏内、これは今国が想定している30キロ圏内の云々というものがありますけれども、非常に近い

条件の中に我々5,000人町民をどう守っていくのか、町の考え方を少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） お答えをしたいと思います。冒頭に過分なお褒めの言葉をいただき、何となく気が引ける思いではございますが、率直に、また諸橋議員さんのご質問に私なりにお答えをしてみたいというよう思っているわけでございます。

まず、第1点目の原発問題でございますが、実は質問要旨の中、お尋ねのことと若干基本的な問題点がちょっと私が受けとめているものと違うかなということで、ちょっと答弁書にはございませんが、また改めて諸橋議員さんの率直なご質問についてお答えをしたいと思います。

まさに、今東日本の大震災、あの災害にかかわりまして、国はいろいろと対応いたしておるわけでございますが、今ご指摘のように、国としては原発ゼロ目標のエネルギー戦略というものを政府は構築してまいりました。今お話のように、30年代に原発をとめるということとあわせまして、原発の運転は40年に制限をすると。さらに、新設は認めないということで一応その目標を立てたわけでございますが、今議員さんがおっしゃるように、きょうの新聞を見ますと、全くその方針がまたがらりと変わっている。閣議決定を事実上見送りしたと、きょうの新聞に出ておりますね。これは、やはりいかにこのエネルギー問題が国民的な課題であるかということです。経団連は、もう徹底的に反対しているわけでございますし、民主党内においても現実的にそういう政策は実現できるのかどうか。それによって日本国内の経済なり、あるいは雇用関係、いろいろの面がどのように変化するのか、非常に疑念を持っております。

さらに、核燃料の最終処分につきましても処理はしないというようなことをまたまた方針が変わってまいりました。いわゆる地元のせめぎ合いの中で譲らざるを得ないというような状況だと思えます。今このエネルギー関係の原子力問題、これは愁眉の課題です。今間もなく、党首選挙が始まりまして、政権がどうなるのか、非常に私は今民主党政権内においても、決定したことをこれ事実上棚上げせざるを得ないというような状況、この厳しさを私たちは受けとめています。

しかし、今諸橋議員さんがおっしゃるように、私たちはやっぱりこの大事故にかんがみまして、あの関係された福島、岩手、宮城の皆さんの苦しみを考えますときに、かつては原発は事故起こさないと、安全神話ということで私も確信を持って対応してまいりましたが、全く神話ではあらずにああいう事故が起きております。だから、私はこの原発にかかわりましては、これから議会の皆さんも最終日に視察をされるわけでございますが、まずあの東日本で起きたあの福島第一原発にどういう事態があって起きたのか、あるいは100年に1度の災害と言われるが、それを本当に今各地に立地をしている、柏崎刈羽もそうですが、これをクリアできるのかできないのか、その辺を徹底的に検証しながら、その上において疑念が持たれるとするならば、これはエネルギー関係のいわゆる原子力主軸の私は政策転換はやむを得ないと思っています。ただし、この後における代替エネルギー

一、太陽エネルギー、あるいは水力、あるいは火力、言われておりますが、これも大きな問題起こしております。今ドイツも現に2002年に脱原発をはっきりと明示したわけでございますが、現在ドイツ内においても、いわゆる化石燃料、それらによるあの温暖化がもう急速に進んでいるということの中における問題、あるいはコスト高、それに産業界が大変苦しんでおるといような現実に直面をいたしております。その他の国におきましても、やはりエネルギー源を原発から代替エネルギーにかえたいといいながらも、なかなか問題を起こしている。ただし反面、中東等々の新興国においては逆に原発を推進するという体制もできております。

この辺の推移をしっかりと見守らなければならないわけでございますが、当面する我が出雲崎町といたしましては、その線を見守りながら、原発のより二重、三重の安全が確保されるのかどうか。そのものが確保されない以上は私たちは、いかにいろいろなハンディをこうむろうとも、再開は認められないという私は考え持っています。

○議長（中野勝正） 4番、諸橋議員。

○4番（諸橋和史） ここで原発の問題をやる町長と討論しても、申しわけないんですけども、現実的にはコスト安と言いますが、現実には燃料費は安いんですけども、施設、もろもろのものを考えると、決して火力、水力、ほかのものに対して安いとは言えません。これは、負担を将来に残すという、先延ばしの理論でしかないわけです。日本の経団連、経済三団体が原発再開というようにことをきょうの朝のニュースでも言っておりました。

それやこれやを町長と議論しても、なかなか結論が出る話ではございませんので。一つ考えられることは、出雲崎が立地している条件、これをひとつ踏まえて町長と話をしてみたいと思います。現実に稼働は、現実にはもう避けられないと私は理解しております。前にも話したとおり、私は原発、基本的に反対です。町長は、容認というような発言の中で私はしてもらいたいと思います。それで、出雲崎の防災に対する物の考え方、単純な話、5,000人のシェルターでもつくってもらおうのがこれ一番手っ取り早い話です。

そういう物の考え方がいいのか悪いのかは別にいたしましても、ここの行政がある以上は、この5,000人の町民の命、財産、守る義務がございます。その方向に進みまして、現実の方向として、今シェルターがどうの、例えば柏崎刈羽では立地自治体だからどうだという話で物が進んでおります。法律上の要点もいろいろあると思います。ただ、ここで意見を出していかないとなかなか、今難しい時点に出雲崎はこうだという意見を出していかないと、先々にいって、決まってから、ああこのこうという話になってしまいますと、出雲崎の条件は全然通りません。今この非常に混迷している中でこそ、出雲崎の意見としてこうしたいんだというものを、例えばの話、今の話だとシェルター、この前の総務課長の防災の話の中では、民間のバスを借り入れるという話もございましたけれども、一つの案件としては、私個人的には本当に、町長嫌いかもしれませんが、金銭的な補いも一つの方法だと、私は個人的には思っております。例えばあの電源立法交付金という

ものがあります。これが出雲崎町として7,300ぐらいの電源立地交付金というものがございます。それに上乗せするようなものの考え方の要求、動く以上は、それなりの立地条件の行政が一つの方向を出すにはそれぐらいの気構えを相手に見せる、国に見せる、県に見せるということを出してもいいんじゃないでしょうか。

また、今県のほうで県民から7万人ぐらいの署名を集めまして、原発再開の県民投票をするかしないかというような話も出ています。それ以上に、ここの出雲崎の置かれた立場というのは非常に厳しいわけなんで、方向性としてこれが今選択をこうしろとかああしろという話はないんですけども、ひとつ頭の中に考えてもらっていただけるものかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 諸橋議員さんのお話にもございましたように、柏崎刈羽原発の再稼働を認めるか認めないかの住民投票条例を求めての署名は、今6万7,000人集まっておるということを知っています。

しかし、これは今諸橋議員さんのおっしゃるとおり、単なる立地する市町村の問題じゃなくて、県全体の広域な圏域の中におけるこの原発というものに対する関心がいやがうえにも高まっており、証左だと私は認めています。その中における私は原発推進、表現としては賛成だというご指摘もございますが、私はただ唯々諾々として賛成するんじゃないで、前段申し上げたとおりでございますし、さらに現在県、柏崎、刈羽で結んでおります安全協定をさらに、私たち町は当然です。そういうものの中に入りながら、これからどう対処していくべきかということもこれからの大きな課題です。

さらに、仮にこの防潮堤とか、あるいはまた代替電源の確保とか、いわゆる供給する水の確保とか、万事万端万全を期しておるでしょう。しかし、その上においても、今私やっぱり諸橋議員さんのおっしゃるように、これからの稼働等についても、あつてはなりません、やっぱり神話というものが崩れている。いつ、どういう事態が起きるかもわからない可能性も、あつてはならないですが、あると、こう見て。肝心なのは、その対応としての避難とか、今諸橋議員さんはシェルターというお話をされておりますが、膨大なお金もかかると思いますが、私も率直に申し上げまして、やっぱり今諸橋議員さんがご指摘のように、そういう立地町村に、市町村も大変難儀しておりますが、あわせて隣々接の私たち海を持っていますし、そのほかかかわる人たちがそういう安全対策に対する国がある程度立地市町村に与える、そういうものもやっぱり私は輪を広げるべきではないかと。そういうものを想定をしながら、やはりハード的なそういうシェルターはどこまでできるのかどうか、ヨウ素の問題とか、いろいろあるわけですが、あわせて避難に対する体制づくり等々、これから大きな課題ですが、今諸橋議員さんのご意見等も十分私たちも受けとめながら、これは町長が一人やる問題じゃございませんね。やっぱり議会、町民の皆さんと一緒に、この問題に対応していかなければならないというところでございますので、広く万機公論に決して、これらの問題を

結論づけていきたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたい。

○議長（中野勝正） 4番、諸橋議員。

○4番（諸橋和史） この話をすると続ければいいんですけども、これは1時間あろうと2時間あろうと、ちょっと終わらないものですから、現実の話に戻しますんで。シェルター云々もそうですし、金銭的補償も考え方の一つだと思っております。前に進める町政をひとつ考えて、町長もう3年ちょっとという任期がございますんで、本当に全力でやってもらいたいと私は個人的には思っております。ひとつよろしくお願ひします。

次に、産業について質問させていただきます。農水産業、工業、商業、すべてにおいて衰退を感じます。農水産業の高齢化、商業化においても、勤めている給与の平均の5割から7割と言われる所得が言われています。これでは、自営業者は育ちません。難しいとは思いますが、対策、企業誘致など、積極的にできないか。

エコパークの、これも先般の話が進む前の質問書での質問で、現実的には私個人的にはエコパークの広大な土地があるんで、そこいらにも企業誘致ができないかというような問題提起から、一つの案として出させてもらったんで、今方向がちょっと変わっておりますんで、この問題は取り下げてもいいものですから、済みません。

我々、自営やっている者、個人であろうと、企業であろうと、なかなか今の情勢の中では難しいと言われます。発想がないというのも現実だと思います。方向の中にひとつ自分の考え方、こうしよう、ああしようという考え方が個人の中に生まれてくると、非常に物事はスムーズに進むと思っております。現実にもう40年も前なんですけども、高校2年生のとき、こうしようという方向づけは自分で決めたものです。例えば職場がなくても、今パラサイト的に親にすがっている若い世代が非常におります。その世代が自分から発想した場合、町というのは手助けできるのかできないのか、ひとつ町長、そこらのところお聞かせ願ひたいと、こう思います。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 質問要旨は、各般にわたってございますので、その各般にわたって具体的に私なりの考え方を申し上げようと思ったんですが、一くくりで質問されておりますが、そういう観点に立ちまして申し上げさせていただくといたしますならば、まさに大変厳しい時代を迎えています。農業、商業、あるいはいろいろの面においてもそうですが、高齢化、担い手不足、あるいは人口減少、あるいはまた流通機構の変化、あるいは今申し上げますエネルギー問題等々に関するいろいろの不安から円高とか、あるいは企業もどんどんと海外へ流出するというような、大変厳しい中に、今私たち出雲崎町を取り巻く農業、農村問題、あるいは商工業問題、いろいろの面で大変悪戦苦闘しております。

しかし、やはり基本的には今諸橋議員さんがおっしゃったように、この厳しい中に、やっぱりそれぞれの皆さんが自助努力、自立的な、そういう一つの新企画の中で挑戦するというものが大事だ

と思うんです。私は、いろいろ商売されていることございまして、やはり基本はつくる人よし、売
る人よし、世間もよしという3原則がそろってれば、いろいろなことが挑戦できるんですよ。
いろいろのものを一つの開拓ができるんですね。現に今この出雲崎におきましても、例えば商店街、
商店街におきましても郊外店、あるいは大量安売り店等々が出てまいりまして、これは出雲崎に限
らず、本当にシャッター商店街通りとか、いろいろ既存の商業の皆さんが大変苦しんでおられると。

しかし、その中において、やっぱり過疎の中における対応として、最近チラシを見ておりますと、
そういう一つの活路を見出すためには、今までのような、これでよしというものにあぐらをかいて
はならないと私思うんです。そこから脱する、脱却する努力というのが必要なのです。やっぱり出
雲崎においてもそういう方もあるわけですから。そういう面でひとつ頑張っていたいただきたいと思
いますが、さりとて、これは自助努力だけでできる問題じゃないんですよ、率直に申し上げて。や
っぱり国が、県が、行政がどう対応していかなければならないかということ性を据えてやらな
ければならない私は時期だと思うんです。新しい今時代を迎えているんじゃないかと思う。例えば
農業においても皆さんご承知のように、2020年の日本再生戦略、この中には食、農業、そして環境、
エネルギー、あるいは健康、保健、これを国は3大柱として2020年までに20兆円のひとつ戦略的に
予算を投入する。その中において、食の再生を図るという中において、向こう10年までにならない
うちに10兆円を6次産業を中心に、この農業を再生するという方針が出ております。だから、25年
度予算でも徹底的にその予算を投入する。

そして、地域農業マスタープラン、人・農地プラン、これもそうでしょう。後継者をいかに育成
するのか。しかも農地を集約して、より効率的な農業経営をするか。これに対しても徹底的に国は
金を入れているわけです。ご承知のように、若手の農業後継者を育成したいということで予算を組
んだら、倍以上の希望者が殺到したと。それらを見ても、やはり国も県も、県も知事は、私この前、
知事の要望のときもそれきっちりと申し上げたんです。県においても農業というものに対する物す
ごい知事は、もう3本柱の中に据えているんです。だから、私はただ題目ではなくて、そういう面
に対して徹底的な支援をやっていたらだめだ。支援をやってもものれんに腕押し
じゃだめです。やっぱり町がそういう関係者がどういう立場でそれを受けとめて、それを本当に自
分たちのプラス要因にするのかという自助努力がないとできないわけです。だから私たちは、こ
ういう一つの流れというものをしっかりと見きわめながら対応していかないと大変なことになるわけ
です。

しかし、さりとて、これから人口問題の質問出ますが、企業誘致、今全国的に各地に立地した電
気産業、半導体を中心に物すごいリストラだ。何万、何十万と、リストラ始まっています。どこ
でもあるんです。そういう中における、特にさっき申し上げた円高とか、そういういろいろな関係、
エネルギーの将来的な問題の中でどんどんと海外、企業、自衛策に走っています。そうなりますと、
かつてのように出雲崎に企業を誘致する、これはもう夢です。だから、それは出雲崎なりきの農業

なり、あるいは介護関係、そういう問題に対して、いかに皆さんからもご理解いただいて対応していくか。そういう宝は、私あると思うのです。そういうものをつかみ取って、それに挑戦するという気持ちがなければならない。それがこれからの出雲崎の活性化につながるということをひとつご理解もいただきたいなというように思っております。

さらに、耕作放棄地の再利用ということですが、私はこれはこの際ひとつしっかりと申し上げておきたいことは、今出雲崎町は453ヘクタール、これは水田転作の問題も入っていますが、耕作放棄地は7ヘクタールあるんです。私は、耕作放棄地をどうしようかという問題じゃない、これからこの453ヘクタールの農地をいかに守るか、これです。守れるか守れないかの瀬戸際です。そのためにもこの未整備地の耕地を基盤整備をします。そこにおける後継者をしっかりと育成をして、大規模経営の者がコストを下げながらやっていくというような、そういう展開をしていかないと、ただ遊んでいる土地があるから生かして、それを。これは、絶対夢です、はっきり申し上げて。私も今休耕地3反ぐらい持っています。そこに果樹を植えています。私は、その前草刈りをしました。どのぐらい時間かかりますか。労力かかりますか。これを今の若い人たちにやれなんて、できません。だから、私は皆さんからしっかりと認識してもらいたい。今ある耕地をいかに守り、いかに整備しながらこの農業を、米づくりを進めるかと、これが大事です。そういう問題をしっかりと皆さんからも私はこの機会、再認識をしていただきたいと思えます。

もしありましたら、ひとつまたよろしく申し上げます。

○議長（中野勝正） 4番、諸橋議員。

○4番（諸橋和史） ちょっと先へ進んでしまいまして、私個人といたしましては、町の未利用地、いろいろのところにございます。そんな中で、国の施策がいい悪いという話もまたこれで論議してもしょうがないんですけども、決して今の状態で農振法の状態がいいとは私個人は思っておりません。いろいろな利用方法は、個人で思っても、農振に物が入ってしまいますと、現実はその利用が制限されますので、なかなか物の考え方は、これは法律上の問題ですと、その改正をしなければならぬので、ただ一言で区切るというわけにはいきません。でも私個人にいたしますと、まだ先般のロンドンオリンピックでも若者は元気がいいです、本当に。38個だか39個のメダルの獲得もあります。世界に躍進して、サッカーなり野球なり、いろいろなところで活躍している若者もいます。私は、この出雲崎の若者も信じていきたいと、こう思っております。それには、やっぱり自立の教育というものが非常に大事だと思っております。そこらも含めて、一言だけ若者を信頼して町行政、若者からの要望を少しでも行政が聞いてもらえるかどうか、そこらのところだけ、1点お願いします。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 全く貴重な提言だと思います。若い皆さんもおるんですね。だから、私はこれから、私もかつて町長になった年、まちおこし100人委員会というのをつくってやりましたら、そ

のときの提案というのは物すごく生かされた、そういう皆さんのご意見を中心に行政を進めてまいったことが曲がりなりにも今日があるかなと、私なりに自負しているんですが、私はやっぱり、ご提言いただいています、いいことだと思います。直ちにひとつ議員の皆さんと図りながら、若者塾というふうなものを立ち上げて、それだけの皆さんがもう徹底的にご意見を、私も出ていきます。ぜひ若い人たちのエネルギーと、これからの出雲崎を背負って立つという気概を示してもらおうということは大事だと思います。ぜひひとつ私も前向きに考えていきたいと思っています。皆さんのご協力もひとつよろしくお願いします。

○議長（中野勝正） 4番、諸橋議員。

諸橋議員、まとめてください。

○4番（諸橋和史） はい。時間も参りましたので、本当にその方向で我々もこの世代になりまして、自分の子供たちを信じたいと思っていますし、また中学生、高校生なども信じて、ひとつ託すだけの行政としての力を、また我々議員としての力を若者にひとつどういう方向で与えられるか、ひとつお互いに考えていきたいと思っています。よろしくお願いします。ありがとうございました。

◇ 三 輪 正 議 員

○議長（中野勝正） 次に、7番、三輪正議員。

○7番（三輪 正） この人口増に対する戦略的部門の設置ということで、前にも私質問いたしました。昨年12月議会のときにも総合的な人口増対策で、例えば人口減少対策委員会等を立ち上げたらどうかというふうなお話をしたわけでございます。その後、今までも、私も調べましたら、一般質問におきましても先輩議員、また同僚議員もこのことにつきましては、特に人口についてはいろいろ質問されております。

それで、町のほうにつきましても私12月の質問のとき、町は町長を先頭に住宅団地ですとか、それから若者向け住宅等をやりまして、相当な効果を上げているということですが、ではそれだけやってもなかなかまだ追いつかないというのが現状でございます。

それで、個々にまた質問いたしますが、まず基本的に人口増というか、減の問題ですが、これについて町長のどういうふう認識されているかということをお聞かせ願いたいと思います。

○7番（三輪 正） じゃ、最初具体的なことをちょっと先に質問いたしまして、あと、まとめのほうでお願いしたいなと思いますが。

まず、質問の中に書きました人口減の状況、原因というか、その辺ちょっとお聞かせ願います。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） ちょっとまた質問要旨も変わっておるようでございますので、それじゃ率直に申し上げさせてもらいます。いわゆる人口減の要因はいか辺にあるのかということですね。

そういう質問であるとするならば、私はまず第1点目は、いわれております高齢化、少子化時代、これが大きな要因です。具体的に出雲崎町の実態を申し上げます。平成2年から平成22年の国勢調査が実施をされました。この20年間の中に人口が約1,500人減ったところでございます。そうしますと、1年平均70人、これは単純には言えませんが、20年に1,500人減ったんですから、1年間に約70人減っているというふうに私は単純に今計算したんですが、その中で今申し上げます高齢化、少子化、これが大きな要因をなしております。例えば平成23年の人口動態、生まれた方は23人です。亡くなった方は110人です。マイナス87人、亡くなった方と生まれた方の差です。ただし、たまたま23年は社会動態、これ我が町においでいただいた方と、我が町から出られた方の差がプラス29人なんです。だから、たまたま23年度はマイナス58人です。社会動態の変化によりましては、この87人なり90人の皆さんが自然動態の中で人口は減少していると。高齢化でお年寄りの方が亡くなる、生まれる方が少ないと。これをカバーして、私たちは住宅団地なり、そういうものをつくりながら、ようやくそれを若干人口動態のこの減少を、差を社会動態とあわせて縮めておるとというのが現実なのです。実際はそうなんです。そこにおける人口が減少する最大の要因はそこだと私は思います。

もう一つ、ここにおられる方はみんなそうです。私もそうです。学校を下がれば、あの当時は長男である、家業を継がなければならない、農業を継がなければならない、商売を継がなければならない、宿命でした。これは、親の言うとおりに私たちも、これはもうそうだと、あきらめてもうやらなければならないんだと、何が何でもそうだと、もう自分でそれを宿命として受けとめながらやってきました。今は違うでしょう。今親御さんは子供の教育、いいでしょうね。もう徹底的に教育する。今新潟県の中でもそうですし、出雲崎町を考えましても高等学校から専門課程へ進まれる方々を含めると80%以上、全部進学しているんです。さて、卒業した。いや、あんた方は勉強したんだから思う存分才能を伸ばして、東京でもどこでも行って頑張りなさいというのが今親のその考えではないですか。そうでないでしょうか。理屈理論じゃないんです。そういう現実があるんです。そういう中において、相乗的に人口が減っておるとというのが、私は文句何だかんだ言うんじゃないんです。これ現実なんです。それをいかに食いとめるか。そのための私たち今若者誘導を進めたり、あるいは住宅団地をつくったり、それによって社会動態のプラス要因があることによって人口減少を食いとめているということですから、私はこれからの出雲崎、それじゃどうしたら人口増につながるのか。これは、遅々たる蟻の歩みごときでしょうが、全力を尽くさなければなりません。そういう物の発想を変えていただいて、今都会なり、そういうところへ行ったらいいことなんかありませんわね。そういう中にこの出雲崎、この町は、確かに企業誘致の問題でございます。いろいろ働く場もございます。だから、それは一応見出す、それなりのお互いの理解とあれがあれば、何とか私は食いとめていくことができると思うんです。

そういう意味で、なぜ人口が減っているのかと言われるならば私は、いろいろなまだ要因はあるでしょうけども、最大の要因はその2つですとお答えをしたい。

○議長（中野勝正） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今町長のほうから原因等、私もかなり町長の考えと、自分のものとかなり一致しているなという気はいたします。

それで、まず幾つかありますけども、6月議会で仙海議員のほうで婚活の支援をすべきじゃないかということで町長、随分前向きな答弁をされておりましたけど、その後どういうふうになったのか。また、これを担当する部署というか、これはどのようになっているのか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 確かに先般仙海議員さんのご質問に対して非常に前向きに、もうすぐでもやりたいというようなことを私発言をしたということは事実でございます。私も直ちに、担当課は保健福祉課のほうで担当していますが、あわせて観光も、いろいろありますから、皆さんにご意見を拝聴しながら、何とかこれを少なくとも今議会ぐらいの予算措置ができないかというようなことでいろいろ検討したんですが、若い人からもいろいろの人たちのご意見もございました。しかし、現実的にはいろいろの意味合いからおきまして大変厳しい状況があるということ。例えば今街コンとか、いろいろなことやっていますね。それは相当評判がいいんですが、街コンというのは300人、1,000人、2,000人単位でやるんです。たくさん集まるんです。集まるんですが、例えばそういう規模のものの中で出雲崎がやったとするならば、かつて出雲崎はこれやったことあります。そのときには、男性は出雲崎町の人に限りまして、女性は幅広くおいでください。今そういう時代じゃないですよ。そうなれば、積極的によそからおいでいただいて、逆に出雲崎の大事な人を連れていかれると困る可能性もあるんです。いやいや、これはちょっとセクト的な話しますが、現実そうなんです。

そこで、私も何とかこの辺はどうならんかと思って、現実に適齢期を迎えながら結婚されない家庭、一、二当たってみました。こういう答え返ってまいりました。そういう活動をしてもなかなかうちのせがれは出ていかんね。逆に今、議長さんもかつてそういう経験がえられるかわかりません。お仕事前向きにやっていたことがある。今そういう組織とまた変わった形の中で本当に、言うなれば昔の仲人役というか、もう徹底的にその家庭なり状況を調べた中で、その人に合う人を選択をして会わせると、現に会っているらしいです。結婚した人もあるというのです。出雲崎町です。

私は、だからもう逆に、そういう華々しく打ち上げるよりもより現実的に、この前新聞に出ていましたが、独身男性で女性の知人とか、そういう付き合いなんかないというのが6割以上、何も関係ないという人がいるんです。だから、そういう人はそういう場面をつくっても集まってこないですよ。そういう点を考えると、私はしばらく、そういう現実にしっかりと、ただ金目当てでなくて、しっかりとやられる、そういう方々に何かお願いして、その人たち、情報持っているんですよ。今個人情報とかなんとか言っていますが、そういう人たちは徹底的にやっているんです。そ

ういう意味でそういう人たちのお力もかりるとか、ちょっと婚活、この事業はしばらく私はもっと考えてみようかなと思っているんです、そういう事例に直面しながら。そういう意味でまた皆さんからもいろいろアイデアがあったらお聞かせいただいて、一番効果的なのはどのようなものなのか。何とか適齢期の皆さんからいい嫁さんを射とめてもらいたいというのが変わらぬ気持ちではございますが、いろいろまた皆さんのご指導もいただきたいと思っています。

○議長（中野勝正） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今の件は、実はある町外の方と、このことについて具体的、何かならないかというふうな話はちょっと検討はしております。そのうちにきっと話が行くかと思えます。

それと、次は、海岸地区に、石井町ですが、若者向け住宅3棟できまして、若い方が来ておられると。そして今現在、今度は良寛堂の前にもう一棟つけて、もうじき完成するということですが、その辺の評価と、今後のまた考え方、もっとこういうものを広げるといふか、何かその辺をお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 三輪さんから海岸地区の若者住宅の状況と今後のまた計画ということでございますが、この若者誘導型住宅でございますが、現在石井町2区に建設した3棟につきましては、3組のご夫婦と7人の子供さんが入居されています。6月のお祭りでもそういう方々からおみこしを担いでいただいたり、積極的に参加をしていただき、また親子連れで町内を散策していただいている状況を見まして、少しでもにぎわいといふか、元気が出てくるかなという期待を持っております。

また、今後も進めてまいりたいと思うわけでございますが、現在ご承知のようにひばりパチンコ屋さん跡に今つくっているわけでございますが、これは既に幼い子供さんお二人連れのご夫婦からお住まいいただくということで決定をいたしております。このように4棟の住宅は、もう既に満杯といひましょうか、若い、私たちの期待どおりの皆さんからおいでをいただいておりますので、非常に喜んでおります。

しかし、さらにやっぱりこれをどういう形で進めたらいいか。また、皆さんのご意見も十分お聞かせを願いながら、今後もさらにこの若い人たちを何とかひとつお住まいいただくような形で、間もなく山谷の住宅団地も完成をし、来年売り出しをしたいと思っているんですが、あわせてやっぱり海岸地区もそういうものを進めてまいりたい。

そして、希望があったら、何とかお買い求めいただければということですが、今のところお話しはないのですが、しかしずっとここに住みたいというような要望をされているようでございますので、できたら定住していただくような形でまたいろいろの面で働きかけてまいりたいというように思っています。

○議長（中野勝正） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 同じく住宅ですけども、今現在空き家等、町のほうにもかなり空き家がないか

ということで聞かれるということは聞いていますし、私個人のところにも、どこか住みたいのだけでも、空き家がないかということは何件か話が来ております。

それで、この空き家、町につきましては空き家バンクということでもう何年か前からやっておりますけれども、この辺の状況と、また何か改善する方法で、もっと具体的にそういったものを利用して、どの程度の実績があるのか、その辺もお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 空き家バンクの利用状況と、今後の活用ということでご質問でございますが、平成8年10月のバンク設置は現在まで空き家の登録申請が8件、そしてまた空き地の登録申請が3件となっております。うち空き家5件が契約が成立いたしております。

一方、借りたい、買いたいという空き家情報の利用は県外から17人、県内は8人、合計35人が利用されております。

現在海岸の妻入りの街並み景観の重点地区におきましては、商業目的や定住者に対しまして個別のニーズに合った空き家情報等、紹介もいたしております。最近2件が持ち家と契約が成立しておりますが、まだ2件が物件待ちの状況だというふうになっているようでございます。

とにかく今後ともバンクの登録物件の新規掘り出しを行うとか、利用者に選択の幅を持たせるような物件の確保ということとともに、持ち主が貸しやすい、あるいはまた売りやすい環境整備のために、例えば所有者が貸しやすくするための建物への不用費の処分費用とか、いろいろの面については助成制度などもひとつ行いながら、できるだけそういうことがスムーズにいくように、今後ひとつ検討してまいりたいというように思っております。

○議長（中野勝正） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今幾つかの質問いたしまして、町長の答弁いただいたんですが、最後まとめということで、私のきょうの一番本題でございます。

今婚活につきましては保健福祉課と、若者向け住宅につきましては建設課とかいうことでそれぞれの課に分かれているわけですね。そういったもの、当然これは補助金の問題ですとか、職員の専門分野とか、いろいろあるわけですが、これは当然だと思いますけれども、これを何かもう一つ網羅したものを窓口といいますか、委員会といいますか、そういったものを総合的に組み合わせをいたしまして、ただ婚活だけ、婚活はこれは保健福祉課がやればいいねかと、住宅はじゃ建設課のほうでやればいいねかということだと、どうしてもやっぱり総合的なものがなかなか出てこないんじゃないかと思うんです。

それで、ちょっと話変わりますけれども、町の総合計画、これは町の一番大事な計画でございますけれども、これにつきましてはなかなかそれを実際面で運用していくというか、これはもう本当に基本的な町の憲法みたいなものですので、それとは別個に人口とか、そういうものに限って5年とか10年のビジョンをつくって、それを実行する、そういった部署というか、組織なり、これが今町に

としては一番大事な問題ではないかと思うんです。そういったことによって何か整合性をお互いに持って、いかに効果を上げるかということが一番大事じゃないかと思います。

この人口減に悩んでいるのは、これは新潟県、それから全国的にもそうですが、新潟県は聖籠町を除いて、全市町村です。全部、新潟市を含めて減っているわけでございまして、それぞれ補助金を出してこうだとか、若者向け住宅はこうだとか、婚活をどうだとか、みんな各町村やっておりますけども、何かほかの町村にない、私らこの町の規模であれば何とかできるんじゃないかと思うんです。そういった窓口というか、ことについては、まずそこへ相談すれば、じゃこれはこうだよとか、どここの課が一番適当だから、そっちのほうで頑張ってくださいとか、先ほど町長がこれから若者塾とかいうことで、私も町長になられた当時、まちおこし委員会に私もメンバーで入っておったわけですけども、そういったものをもう少し町民をもっと奮い立たせるといいますか、何かだめ話ばかりじゃないということになると、みんながだめになりますんで、いや、実は今後こういうふうになるんだよとかいうこともぜひ入れて、それでまたこの町ばかりじゃなくて、そういった先進的にやっておられる町外のそういう実践者といえますか、そういう方も場合によってはメンバーに入って、何とか食いとめて、もっと明るい展望の持てるこの出雲崎町ということをやつてほしいと思うんですが。

それと、先ほど町長言われました、どうしても教育を受けると町を離れるということで、私ら昔から言いまして、大学は出すもんじゃないと、大学出せばいなくなるからと。よく高校どまりにせいということは、随分言われていったわけでございしますが。

それと、雇用の場ということで、この出雲崎だけで雇用の場を確保するというのは非常に難しいし、今の若い方は逆に地元よりもちょっと離れたところが、少しやっぱりで車で走って、音楽を聞きながら少し行ったほうがいいという方も非常に多いわけなんで、そういった広域的な雇用の場ということをやっぱり考えるべきだと思うんです。そういったことで町長から、何とか今後のそういうふうな組織とか、明るいビジョンといえますか、そういった抱負をちょっと述べていただいて、ぜひそれを実行していただきたいと思うんですが、最後、まとめですが、お願いします。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） ご承知のように議員さんからも中に入ってくださいまして、行政改革推進委員会、あるいは総合計画審議会等々でこの町の行政の進め方等々についてのご助言、またご指導もいただいているところでございしますが、要するにこの出雲崎町の人口規模と、あるいは財政規模からいたしまして、職員数というものにつきましてもぎりぎりのところで現在進めてまいっております。しかも組織をやっぱり簡素化したいということの中で、かつては企画振興課というものがありませんでしたが、これを廃止、課長職を1人減というようなことで行政改革推進委員なり、あるいはまた時代要請にこたえながら、スリム化をしながら町民の皆様方にできるだけのサービスを進める、あるいはまた行政の推進を図るということで進めてまいっております。

ここでまた、今三輪議員さんから新たなセッション、課なり係なりをつくるべきではないかというご指摘ではございますが、これも一つのご意見だと私は思うんです。逆にそうしますと、そういう係を、専門的な係をつくってしまいますと、そのだけのセクト的な塊になってしまうわけです。だから、私が今進めていることは、例えば旧J A跡地につきましても一つの指針をいただきました。今私の指示をしていることは横断的に、あの旧J A跡地、皆さんからご提言をいただいたものを総括をしながら、行政の立場でどういう形で取りまとめるべきかというものを検討を今しております。

さらに、もう一步踏み込みますと、ああいういただいた提言を、もう何十種類もありますから、それを私たちもやりますが、いわゆる全体的ないろいろな先進的な例を見ておられるコンサル等に助言をいただくとか、そういう形でひとつ事を進めてまいりたいと思っているんです。町うちだけでやっちゃ、これはなかなかできないことなのです。より最少費用で最大の効果を出す政策目標を達成したというのは、これ大事だと思うんです。だから、今そういうことも進めておりますし、例えば一つの事業にしましても、各課の横断的ないわゆる選抜というかそのものに対する問題をより深めて結論を求めるという方向で進んでおりますので、逆に婚活だったら婚活、そういうものを、人口問題だけをしっかりと集中的にやる。これは、やっぱりその人たちだけではできないわけですね。だから、この小さな町としては、わずか67人ですか、それだけの職員が横断的に、セクトじゃなくて課、今一番行政に求められるのはセクト的な、おれはこれやっていけばいいんだと、これが一番だめなのです。自分の仕事はしながらも、そういうところが相関連する、関連するいろいろな事業にも目くばせ、気配りをしながら、総合的に行政を進める、これが大事なのです。それを私常に申し上げている。

だから、議員さんのご意向ですが、しばらくこのセッションつくるということについては考えておらない。それ以上に効果があるようにひとつ進めてまいりたいというように考えていますし、また皆さんからもそういう意味で積極的なご助言、ご指摘をいただきながらまたやっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（中野勝正） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今町長のほうからそういうふうな、私も実際今いかに行政のコストを下げるかということは大事ですので、たしか以前は企画課というのがあって、大体こういったことは企画課のほうで、例えば先ほどのまちおこし委員会等も企画課が事務局でやっておられたわけでございます。

ただ、それはもっと町の中で、自分の分野は物すごく専門的だけでも、ほかの課のところ、そういうふうな情報はなかなかわからんというんじゃないかと、私は時々やっぱりそういう関係者の方が寄っていただいて、例えば婚活について今こういふうにやるかと聞いたら、いや、こういうふうにしたらもっと効果的じゃないかとか、住宅についてもこうだとか、お互いに情報を共有して、少し

でも実のあるやり方、それをぜひ実行していただきたいということをお願いしまして、これで終わります。

○議長（中野勝正） 答弁いいですね。

○7番（三輪 正） はい。

◇ 仙海直樹 議員

○議長（中野勝正） 次に、2番、仙海直樹議員。

○2番（仙海直樹） おはようございます。それでは、私から2点につきまして質問をさせていただきます。

1点目でございますが、ピロリ菌対策に公費助成はできないものかについて伺います。

まず、このピロリ菌でございますが、既にご存じの方も多いかと思いますが、学名をヘリコバクターピロリと言い、胃の内部に存在して、胃がんや胃潰瘍、十二指腸潰瘍の原因とも言われております。現在では、胃がんを発症した90%以上の方がこの菌に感染しております。

また、50歳以上の2人に1人が既にこの菌に感染していると言われており、研究者によってはさらに高い感染率を示している方もいらっしゃいます。一方、昭和50年以降の方は極端に少ないとも言われておるところでございます。

WHO、世界保健機構や国際がん研究機関、あるいは日本ヘリコバクター学会などでは、ピロリ菌を胃がんの危険因子と定め、除去を推奨しているところがございます。この検査には、呼気による検査と血液、便の採取、3種類あるそうですが、一般的には呼気の検査が多いようでございます。

しかしながら、この検査や除去にかかる費用は、病気ではないために保険適用外で、全額自己負担になります。当町においても胃がん検診は実施されております。今年度、昨年度23年度の見込みで404名の方が受診されるということも聞いておりますが、その胃がん対策の前段の予防策といたしまして、ピロリ菌の除去にかかる費用を公費助成できないものか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 仙海議員さんのピロリ菌対策の公費助成ということについてのご質問でございますが、本町が行っておりますがん検診は国が定めます3大疾病と言われるのでしょうか、胃がんとか子宮がんとか肺がん、乳がん、大腸がん検診、また指針以外の検診に沿って前立腺がんの検診、健康増進法による住民の健康増進事業等々実施しておるわけでございますが、今仙海議員がおっしゃるとおり、ピロリ菌の感染は胃がんの主な原因であると考えております。

その除菌につきましては、感染者は全国に約6,000万人おると言われておる中でございますが、感染による胃がん発症する率が低いなど、ピロリ菌による胃がん発症のリスクとの関係から、公費負担の除菌は行われておらないというのが実情だそうでございます。

国では、ピロリ菌除菌の有用性について国内外の治験をもとに今後検討していくこととしております。公費負担につきましても化学的根拠を踏まえて実施する必要があるということから、国の指針に位置づけられるなど、国の検討結果を踏まえて対応していきたいというふうに考えています。

また、医療保険につきましても胃潰瘍、十二指腸潰瘍等診断された場合は、ピロリ菌抗体検査やピロリ菌除菌保険適用となりますが、個人の判断による予防のための除菌等は適用外となっておることから、公費助成ということをおっしゃっているんじゃないかと思いますが、なおがん予防につきましてもこれらの対策とあわせて、喫煙対策とか減塩対策、定期的な運動の継続、生活習慣全般にわたって普及、啓蒙していくことが重要だと考えておりますので、前段申し上げましたようなピロリ菌対策に対する公費助成、国の成り行きなり、いろいろの面の科学的根拠、論拠等々踏まえながら、また検討してまいりたいというふうには思っています。

○議長（中野勝正） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） 今ほど町長からご答弁いただきましたが、国の方向性、科学的根拠、その方向を見きわめて考えていきたいということでございますし、感染者は推定で6,000万人ほどいるということと、胃がんの発症率はその方々、低いということおっしゃられました。ですが、日本ヘリコバクター学会においては検診のガイドラインを改訂いたしまして、感染者全員の除去を強く進めることとしております。理由は、除菌に胃がん予防効果があるということがより確実になったからということでございます。

また、この胃がんの発症率でございますが、ピロリ菌とあるものが合わさると確率が高くなるというふうに言われております。それには3つありまして、1つは高血糖、それと喫煙、高塩分でございます。これら3つとピロリ菌とが合わさると胃がんの発症率がさらに高くなるというふうに言われております。これは、NHKのためしてガッテンでの放送の中から引用したものでございますが、当町においても糖尿病、あるいは高血圧、胃がんも県内市町村と比較して多いと言われているわけでございます。

私ごとでございますが、昨年町の案内によって、初めて人間ドックを受けさせていただきました。その際に、オプションによる胃カメラ、内視鏡検査でピロリ菌による胃炎が私自身発見されまして、医師によりピロリ菌の説明と除去方法を聞き、抗生物質による内服で除菌を行って、およそ3カ月後に呼気による検査で無事に除菌ができたことが確認されたわけでございます。一度除菌いたしますと、再び感染する確率はほぼありませんので、後は定期的に検診を受けていただくなどして、健康管理を行うということになります。もちろんこの薬や、そういった検査には保険適用外だったわけでございますが、町でも昨年より特定健診の中でCKD対策の一環として尿検査、尿中塩分量の測定を独自で取り入れています。それと同様にピロリ菌の検査もこういった項目の中に入れていただきたいというふうに考えておりますが、ただこれ全員に検査をして除菌するとなると、莫大な費用を要しますので、例えば年齢を節目で区切る、いわゆるプラチナ検診のときに組み入れるとか、

そういった形のやり方で対応はできないものかお伺いいたします。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） まことにちょっと勉強不足でございまして、今課長に聞いてみました。人間ドックでいわゆるオプションというか、私はこのピロリ菌があるかどうか検査してくれという申し出によりそれを検査するし、うちの町もPSA、いわゆる前立腺肥大、これも特定項目で入っていますが、これは金もかかりますが、これは町で今一生懸命やっているんですが。そのようなことで申し出によってやるということで、大体7,000円程度かかるようです。治療にやっぱり1万円程度かかるということで、総体で1万7,000円ということですので。できたらやっぱり町もこれからの推移をしっかりと見きわめながら、さっき仙海さんがおっしゃるように、そのピロリ菌対策として高脂血症とか、あるいは減塩、余りしょっぱいもの食べるなど、たばこはのむなというようなご指針が出たら、それに沿って、やっぱり皆さんがご努力いただいて、その上において、またお互いがピロリ菌等々に対するご心配があるとすれば、それを受けるとか、基本的にはまずひとつやっぱり今ご指摘があるようなことについて、自分の健康は自分で守るということの中でまた今後の推移を見ながら、国の方針なり県との兼ね合いを見ながら対応してまいりたいと思いますので、しばらくまた時間をいただきたいと思います。

○議長（中野勝正） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） 検診を行って、そこで胃潰瘍なり十二指腸潰瘍が見つかりますと、これ病気適用なんで、それにかかる治療費というものは、これは保険が適用されるんですが、そういった症状が一切なくて、そういうものが胃の内部にいますということの場合は、やはりこれは治療ではなくて、予防の考え方になりますので、保険が適用されないというふうなことだそうです。

私今ここで、幾ら助成するだとか、何割助成したほうがいいということは申し上げませんが、私今回自分自身がこういうドックに入って検査を行って、菌が見つかって、そして除菌を行った経緯がございまして、自分がこれやったことで、さらにこの問題を身近な問題としてとらえておりますので、町民の健康を守る意味と、またあわせて医療費の抑制という面からつながっていくと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

続きまして、2点目に移らせていただきますが、良寛記念館の町移管について、その活性化策というものを伺いいたします。このことは、既に平成21年の第11回全員協議会により数回にわたり説明がなされておるところでございます。法人の変更や入館者数の減少など、経営が厳しい中において、この良寛記念館を町に移管することについては私は異論はございません。町の財産である良寛様を守っていかなければならないというふうな、そういった気持ちであります。

また、私も平成22年の6月議会において、良寛様と書道を活用した町の活性化について質問させていただきました。現在二松学舎大学の合宿のゼミや、先日の16日、良寛堂建立90周年記念式典での東京学館新潟高校書道部による書道パフォーマンスなど、さまざまな取り組みを行っていること

について、行政のご努力におかれましては大変うれしく、また感謝しているところでございます。今後もさらに良寛様と、また書道を結びつけた、そういったような活性化の取り組みに力を入れていただきたいと考えております。

ところで、今後の良寛記念館の運営でございますが、町に移管されるとなれば、その運営には税金が充てられるものと考えられます。であれば、今後の活性化や、あるいは入館者の増につなげる取り組みをさらに考えていかなければならないのではないかと考えております。現在入館者数、入館料、複製等の売り上げは、さまざまな要因によって右肩下がりの状況が続いています。平成10年には4万8,000人の入館者が、16年には2万7,000人、さらに19年には2万1,000人、そして昨年23年は1万4,000人です。16年、19年の2度の災害による落ち込み、これは町の観光客自体が減少しておりますので、仕方がない部分もあろうかと思いますが、23年度の決算審査意見書にもございましたが、関係各位のご努力によって観光客の入り込み数も29万人と、震災前に戻ってきております。であれば、記念館の入館者も右肩上がりに戻すように、最低でも横ばいにしないとイケないと思っております。特に町がやるとなれば、税金が充てられるわけですから、このことについて町長の活性化策はいかがお考えでしょうか。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 仙海議員さんの良寛記念館の町移管に伴う今後の活性化ということでご質問ですが、皆様方のご理解をいただきましたように、平成25年の1月1日から町が運用を引き継ぐということで今準備を進めておるところでございますし、また皆さんからもご理解をいただいているところでございます。

今後の運営、入館者をいかに増やして、健全経営、黒字経営に持っていくかということについてのご質問でございますが、今のところいろいろの面に対策といたしまししょうか、大勢の皆さんからおいでいただくためにはいかに何をすべきかということも検討しているところでございますし、先般も良寛堂建立90周年の記念式典がございました。そこで長谷川会長、あるいは二松学舎大学の皆川先生とか、いろいろの皆さんからもおいでいただきまして、若干懇談の機会でお話申し上げておりますが、私がかねがね申し上げておりますように、良寛さんは出雲崎町の宝であり、町民の皆さんから大きなひとつ関心を持って、また良寛さんに対する触れ合いの機会を持っていただきたいというのがまず私は願いであり、またそれを具現化してまいらなければならないというふうに思っています。

そういう点からいまして、今後町民の皆さんから関心を持っていただけるような企画展などを設けながら、あるいは町民の皆さんには町民優遇制度、どういう形がいいのか、心月輪の運営との兼ね合わせなり、あるいはまた天領との兼ね合わせ等々も考えながら、そういう皆さんから町民制度の中でご理解いただければ、何か優遇制度等設けて、何回でも記念館に足を運んでいただけるようなこともひとつ考えていかなければならないんじゃないかというふうにも考えております。

また、今提案されていますように、観光団体と共同で割引券の発行など、地域を挙げての一体的な取り組みなども非常に必要だと私は思っております。

そういう意味でこれから、かねがね皆さんにも申し上げ、お願いをしているように、良寛さんを町外的に徹底的にアピールしてまいりたいなど。そのためにはエージェントの皆さんとか、それこそ良寛記念館の関係団体の皆さんに積極的に働きかけをしながら進めてまいりたいというふうに思っています。

そういう意味で再来年、全国良寛会の総会がございますが、かねがね要望もございまして、私は、議会の皆さんにまだご承諾いただいておりますが、ぜひひとつ出雲崎で開催をしたいと、お引き受けをしたいということも内々にお伝えを申し上げます。

そういう意味でも徹底的に私は、やっぱり行政とはいいいながら、出雲崎町の財産でございます、宝でございますので、ご指摘のように良寛さんをお慕い申し上げる人々から大勢おいでいただくような方策をしっかりと練り上げてまいりたいというふうに思っておるわけでございます。

これからもまた種々な催し、いろいろなことを考えてまいりたいと思いますので、皆さんからも積極的にまたご提言をいただきながら、その運営の中に取り入れて進めてまいりたいというふうに思っておるわけでございますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど来から申し上げますように、私先般、その建立式典が終わった後の懇談会で申し上げますが、町がやると。ただし、町は行政ですよね。やっぱりそういう面で良寛さんに対する造詣を持たれる方、あるいはまたいろいろのかかわる人たち、そういう人たちからも今後の良寛記念館の運営にかかわる一つのシンクタンクという言い方はいかがかと思いますが、やっぱり組織を持って行政と一体となってやっていくべきじゃないかということも私は申し上げ、皆さんからもご賛同いただいておりますが、またこの辺も議会の皆さんにお諮りしながら進めてまいりたいというふうに今考えておりますので、よろしくひとつお願ひします。

○議長（中野勝正） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） 地域を挙げて、観光団体ともタイアップしながらということで良寛様を対外的に積極的にPRしていきたいということで、町長大変力強いご答弁いただきました。

私通告書の中で3点ほどお示ししましたが、取り組み事項といたしまして、お聞かせ願ひたいと思いますが、時間の関係もありますんで3つまとめて先に申し上げますので、ご答弁よろしくお願ひいたします。

1つ目といたしまして、観光地などのホテルや旅館に行きますと、フロント近くにその近くの観光スポットなどの割引券やパンフレット、そういったものが置かれています。ご自由にお持ちくださいという形になっておりますが、観光協会の取り組み事項といたしまして、期間限定ではございますが、クーポン券、割引券を出しております。こういったものの通年化、あるいは継続性についてお聞かせ願ひします。

利用できる施設や店舗も増やすことも考えられると思いますが、その際には予算も絡んできますので、いかがお考えか、まず1点目でございます。

2点目といたしまして、他の自治体の方が出雲崎町に行政視察に来られた際に、ぜひ記念館に見学を勧めていただきたいというふうに思っております。議会も行政視察に行きますが、やはりご当地にそういったところ、視察に参りますと、昨年で言えば御船町の恐竜博物館、あるいはことしも来月視察に参りますが、宿泊、あるいは食事というものを町でとっていただかなければ視察は受け入れませんという、そういった強いような要望を出される町もございます。とにかく地元にお金を落としていただくという行政の気持ちがかうかえるわけでございますが、当町もいろいろなところから視察に来られると思いますが、特に先ほどもちょっと話が出ましたが、CKD対策、こういったものでも23年度より5年の事業で行われていますが、よい結果が出れば、またよそから視察に来られる方もあろうかと思っております。

また、全国町村会のホームページにも掲載されておりますが、若者向けの町営住宅の施策や、あるいは歴史を後世に伝えるなどの取り組み、こういったものをごらんになられて視察に来られる方もいるのではないかと考えておりますが、こういったときにやはりそういった町の観光名所、あるいは記念館というものをぜひ見学していただきたいというふうに町からも宣伝、営業をしていただきたいというふうに考えております。

3つ目になりますが、これは出雲崎町のサポーターや応援団のようなものになろうかと思っておりますが、当町に関心や興味のある方を募集してその中から、年会費をいただく形になりますが、そのかわりにイベントの開催の情報や、あるいはクーポン券、利用券などをお送りして、町に来ていただく。観光客の増加につながるという取り組みでございます。

私これいつか、テレビだったか、ちょっと記憶が定かではないんですが、神奈川県の実鶴町さんというところが町民登録制度というものでこういった制度を設けて取り組んでおられるので、すばらしいなと思って、今回ご提案させていただきました。

以上、3点について町長の考えをお伺いいたします。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 今仙海議員さんから3点についてのご質問をいただいておりますが、私も財団法人良寛記念館理事として、私もちょっと仕事ありますので、余り出席しておらないんですが、記念館も運営にはもうきゅうきゅうといたしまして、こういうことを企画したいなと思っても、やっぱり記念館としての経営、赤字を出したくないということで腰が引けるという面があるんです。だから、こういう企画としてやってみたいと思っても、これはもう冒険ということで、本当にこれは効果得るかどうかというのは全く未知数の問題もございまして、やっぱりこういうものにチャレンジしていかないと、なかなか開拓ができないのですよね。だから、今私は仙海議員のおっしゃるこの1番、2番目は、これは全くそうです。そういう点もこれから町が直営、運営をするということ

になってまいりますれば、こういう点もエージェント周りからそういう一つの随所に出雲崎町をアピールする、それによっておいでいただいたら、またそれなりの特典を与えるというようなことも考えてまいりたいと思っています。

この3番目のふるさと町民登録制度、これ町も、仙海さんもおわかりかどうか、五、六年ぐらい続いたんです。いわゆるふるさと町民というようなことで、出雲崎町に関心を持った町民の皆さんから加入していただきまして、年間1万程度でしたか、お金をいただきまして、そして1年に1回か2回行事をするのにおいでをいただいて、それで1年のうちに4回でしたか、商工会と一緒にになりまして、物産を送ったんです。最初はもう非常に盛会で、そして年に1回ぐらい皆さんからおいでいただいて、みんなで交流したりしたんですが、尻切れになりまして、会員数も激減をしたということで、中止せざるを得なかったというようなことございます。

また、時代も変わっておりますし、そういう一つの趣向等についても、また新たなる発想、構想を持って取り組みも必要かなと思っていますが、できることから1つでも2つでも着実にひとつ進めてまいりながら、また幅広くこういう課題にも挑戦をするというようなことで、32年から町がありますが、隗より始めよで、まず基本的なところから手をつけながら徐々に、今おっしゃるようなことについてもまた拡大、輪を広げてまいりたいというように思っていますので、これひとつお願いします。

○議長（中野勝正） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） ありがとうございます。以前5年、6年間続いたということで今ご答弁いただきました。私ちょっと勉強不足で、資料なかったものであれですが、一度そういつて立ち消えになってしまうと、再度再開というのは、これなかなか難しいと思いますが、また趣向を凝らすなど、工夫をして、順次そういったものに取り組んでいただければなというふうに考えております。

今後は、良寛人口の底上げという意味でも、子供たちにもまたそういったような教育を行っていただきたいというふうにも考えておりますし、出雲崎は町長、先ほどもおっしゃいましたが、良寛和尚誕生の地でございますし、そういったものは他にはない、また出雲崎独自のものだというふうに私も考えておりますが、その一方で周遊型、いろんな良寛様、和島さん、あるいは分水、いろんなところございますが、そういったところと連携しながら、また活性化につなげていただきたいと思います。

最後になりますが、今後は記念館も町民の皆様の税による運営となるわけですので、さらなる活性化をお願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。

○議長（中野勝正） 答弁いいですね。

○2番（仙海直樹） はい。

○議長（中野勝正） この際、しばらく休憩します。

（午前10時54分）

○議長（中野勝正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 05 分）

◇ 田 中 元 議員

○議長（中野勝正） 日程第 1、一般質問を続けます。

8 番、田中元議員。

○8 番（田中 元） 4 人目の最後になりました。一般質問させていただきます。

内容については、潜在資源の活用ということで町長にお伺いしたいと思います。昭和32年の出雲崎町と西越村の合併時には1万3,000人あった人口が現在5,000人を割りました。ところが9月の広報いずもざきでまたカムバックしまして、5,000人を二、三人増えたようでございますが、現在はやはり5,000人、本当の前後だと思えます。

全国的にも先ほども質問の中にもありましたが、人口は減少しているので、これは当然のことかもしれない。しかし、人口増の市町村もあります。行政の施策、周辺の状況で増加していると考えられます。当町においても住宅団地の造成、賃貸住宅、それから住宅の建設地、団地ですね、力を入れ、減少に歯どめをかけております。この政策を推進してこられた行政の取り組みは称賛に値します。

しかし、人口増加を考えると、大切なことは、地元働く場所が必要なんだと。町長にお尋ねします。当町には歴史、文化の遺産、それから自然があります。

また、地下資源として鉱泉、天然ガスもあります。勝見では、それを利用して営業されている方もおられます。

それから、昔は田中に鉱泉場があったと聞いております。

それと、今は埋め立てられて、ありませんが、米田の、今の停留所のちょっと海岸寄りに井戸があって、それも鉱泉で、昔で言う塩水なんです、それをくんでうちで沸かしていたというのも聞いております。

最近わかりましたことで勝見、それから稲川に出雲崎温泉という名前で県に登録されております。

そのほかにもう一カ所、立石の堤田というところなんです、あそこに実は、今皆さんお通りになってわかると思うんですが、井戸があります。その井戸というのは、当初温泉として使うための井戸ではなくて、一般の方が地下水をくみ上げて果樹園に、水がないためにそこへ運んでおられたところですが。

それで、量を上げるために掘りましたら、今度は逆に塩泉が出てきたということで現在は、その塩泉は自噴はしておるんですが、今たしか高さが三、四メートルのところまでパイプを上げて自噴をとめております。自分で使うところの井戸をまた別に掘って、真水を使っておられたんですが、

そこも今度はその水をどんどんくみ上げていったら、やはり塩分が出てきて、そこに使えないというところで現在使用はされておられません。そういうところがあります。

こういうような資源をいかして人口増につながるような施設の建設などで施策の検討の考え方があるかどうか、町長にお尋ねします。

先ほどの質問の中にも旧J A跡地の話も町長されておりますが、駅前の活性化につなげるようなことも考えられないかと思いますが、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 田中議員さんの潜在資源の活用ということでございますが、確かに地域固有の資源、地域を発展させる潜在的な力になると。地域によりましてさまざまな資源を活用し、個性的なまちづくりを進めておるというところもたくさんあるわけでございますので、地域経済の発展を進める上でも極めて重要な戦略であるとは考えています。

しかし、今ちょっと現実的に、皆さんもいろいろ新聞等でも見ておられると思うわけですが、かつてふるさと創生事業がございました。私たちは、そのふるさと創生事業を住宅団地造成に順次活用しながら成果を得ましたが、至るところに日帰り温泉等々の温泉施設がたくさんできておりますが、この前、新聞紙上でもちょっと出ておりますが、合併なりをした上において、非常にそういうような施設が全部赤字で、経営がとて成り立たないし、このまま存続すると、自治体の財政負担が多くなるということで廃止すべく今進めておると。住民は、それに対していろいろご意見を申し上げておられるようでございますが。確かに申し上げましたように、地下資源を活用して町民の憩いの場、あるいは健康保持、あるいは雇用の場ということも必要なんですが、要するにこれからは投資したものに対するいかに還元をするかということが求められております。ただ、施設をつくって華々しくやればよいという時代は終わりました。そういう意味で、良寛記念館は時代逆行で、指定管理者制度ができておる中に町が受けたと。これは、それなりの理由があるんですが。今こういう温泉施設を町が投資をすることがいいのか悪いのか、これはちょっと問題があるかと思っております。

そういう意味で本来なれば、それは目的は違っておっても、持った方々がやっぱりそれだけの能力なりノウハウを持っておられるわけでございますので、民間の力、持てる経営感覚等々を十分発揮していただいて、その方から資本を募ってやっていただくということがベストじゃないかと思っておりますので、今のところ町があつたの鉱泉を使ってどうすると、今私は考えはないんですが、ひとつ皆さんのほうでまたいろいろご意見があつたらお聞かせを願いたいと思うわけでございますが。どういふ鉱質かわかりませんが、できたらそういう方から立石ですか、ちんまりと小屋でも建てて、そしてお年寄りの皆さんからおいでいただいてやってもらうというようなことも考えられるんじゃないでしょうか。町としてやる以上は、ある程度考えなければならぬ施設だと思いますので、今のところ町は投資はちょっと検討を要するんじゃないかというふうに、せつかくのご提案ですが、私自体

はそう考えておりますので、そのようにまた申し述べさせていただきたいと思っています。

○議長（中野勝正） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 前々から施設の建てるものについては、後の維持管理が大変で、なかなか踏み切りづらいという町長の考え方が出たようでございます。

今町長のほうから話もございましたが、分析した結果というのがあるんですが、それは泉質はナトリウムの塩化物強塩冷鉱泉という、やっぱり塩水です。大体出雲崎のこう聞いてみますと、田中のところは定かではございませんが、ほかのところにも、言ったものはほとんど塩水なんですよ。地形が多分灰爪層と言われる、我々が通常言う夏川地層のところから出てくるので、多分そこから出てくるのでやっぱりそういう塩泉が出るんじゃないかと考えられます。

それで、結局この方は塩が、鉱泉だということでもう分析表かなんか全部県に登録されて、もう完全に登録されております。

それで、中越地区で何だかんだ言って53カ所あるんですが、そのうちの3カ所が出雲崎だと。ただし1カ所、稲川のやつは現在は使用されておらないし、施設もわからなくて、自噴するかしないかというのは結果ではわかっていないそうです。これは、県の結果でございます。

それで、今町長がそういうふうな考え方の中でいかがかと、こうおっしゃいます。そうなりますと、私が考えられるということは、今現在ふれあいの里で風呂を沸かしております。

それで、あそこへも何か薬剤かなんか入れてちょっとあれしているらしいんですが、利用者にお聞きしましたら、とても、こんなこと言うと大変失礼なんですけども、塩素のにおいが強過ぎてという話を聞きました。

それで、この方は、使えないかというような話になったときに、やはり施設の対応がそうでないものだから、その後のポンプだとか、いわゆる機械、そういうものの損傷が激しくなるかもしれないので、使えないというようなお答えが返ってきたと、こう聞いております。

ただ、一つ言えることは、今町長がおっしゃったとおり、そういう施設がどんどんつぶれているのは事実なんですけども、最近新潟市内とか、ああいう大きな都市ではスーパー銭湯ですか、これが物すごくはやっているんだそうです。それもやはり聞いてみますと、そういうものをそこでくみ上げるんじゃなくて、運んでいる方もいらっしゃるというようなことも聞いております。

それで、当町には旅館だとか、いろいろな方いっぱいありますけども、それはそれなりにまた皆さんには自助努力あるんでしょうけど、せつかくある施設にできれば、さっきの話じゃないんですが、右肩下がりに入浴客が減っているというような状況の中で、こういうものを使って完全な温泉ということを書われれば、効能には相当な、効能がここに書いてあるんです。神経痛、筋肉痛、関節痛と、いろいろ。温泉に書いてあること、ずらっと載っています。これ全部分析表でもって承認されていることですので、それはそれとしてあれなんですけども、そういうような施設にも仮に使って例えば利用して、そういうところの活性化につなげられないか。あるいは今JA跡地の問題で、何

か総合的に考えられるとおっしゃっていますが、あの中には、答申の中に若干ではありますが、足湯したらどうだなどと、海水を使って云々と、そんな小さなことまで書いてあるわけですがそういうようなことによって、今の立石ばかりじゃなくて、あるそういうものを、資源を有効に使って、そういうところの活性化につなげていくということは考えられませんか。それについて、町長のお考えをお聞きします。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） その源泉を使って、そこに温泉宿とか、そういうものじゃなくて、どういう性質があるかわかりませんが、効能は万能のようでございますが、そういう意味で、例えば寺泊でも佐渡の深層海水、これをくみ入れて運んで入れているということで、非常に人気もあるようでございますし、そういう意味の活用方法というのは、これはまた新たな観点で考えられる必要があるんじゃないかと思っています。

それにいたしましてもその源泉をくみ上げるための施設とか、いろいろな面で検討を要することもあると思いますし、またその鉱泉をどういう形で運搬するのか、あるいはそういうものを希望される施設があるのか。そういう点も十分しんしゃくをしながら進めてまいらなければならないと思いますが、できましたら、これ行政がするんじゃないで、やっぱりその源泉を掘った方の権利があるわけですから、その方々の権利関係もありますし、いろいろの面がございますから、本当はその掘った方からいろいろな面で、相当のお力のあるような方であると聞いておりますので、その方から自力でそういう開拓をしていただいて、それに対する町がサポートするという事は考えられますが、町が今直ちに乗り出して、その源泉をくみ上げて、それぞれ施設に配湯するという、源泉を配るというのは、私としては今ちょっと手を出すべきではないと考えています。

○議長（中野勝正） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 慎重な町長ですので、そのようにお答えになるとは思っておりました。ですけども、今言うように、これは飲料にも効くんだそうで、飲める水でもあるそうです、鉱泉として。その適用には慢性消化器、あるいは慢性便秘に効くんだというような話も聞いておりますが、それ実際にまだやっていませんし、今現在とめてありますんで、自分でも実感はしておりませんが、そういうようなこと。あとは、切り傷だとかやけどとかいろいろな、通常温泉地で書いてあるものは全部登録されていて、全部効くようになってるように、実はそのコピーも私資料としていただいておりますので。いいものはいいものだなと思いますが、今町長のおっしゃるその方々というお話の中で、やはり自分の財力だとか、いろいろなことを考えているんですが、一番残念なのは、これからやれば直ると思いますが、一応農振法の適用を受けた用地なんですよ場所は。土地改良した土地で農振法に入っていて、それで別売りになって、予備地でもって買った方が譲られて、たしかまだ農振除外していないんじゃないかと思うんだ。だから、果樹園に使う。水をくみ上げてというようなことは一切心配なく使われておるようでございます。それがあそこが除外されていけば、

今町長のおっしゃったようなこともできると思うし、自噴しておりますので、どうやってくみ取るかというのは、簡単に言えばためた箱を使って、あとはバキュームカーで抜くというようなことになると思います。そこからポンプでもって無理やり引っ張り上げるんでなくて、あくまでも自噴と、自噴を利用しようということだそうで、そういう気持ちでおられるようでした。それは、また使い勝手違うと思うんです。

町長は、今私が話したことに對して即、いや、それは検討に値しないとわれれば、これはもうどうしようもない。行政はやらない。ただ、民間の方の力を待って、今サポートするということは、例えば何かやるとき補助金だとか、いろいろなものがあると思うんですが、今まで町長がそういうやってずっといろいろなことおっしゃっていても、やっぱり今出雲崎でもって民間が立ち上げて何とかしようという力がありません。ですから、私は逆に行政がハッパをかける意味でひとつやってみたらどうかというふうに考えて今回申し上げているわけなんで、その辺はまたお互いの見解の違いだと思いますので、どうしようもありませんが、できることなら慎重にお考えながらも、何とか地下資源、それでガスも出るんだそうでございますんで、その辺のことも、大体ああいうの掘るとガスも一緒に出るんだそうです。だから、その両方の登録はしてあるものですが、だからなおさらとめるのに大変だということである程度上げて、ふたをしてあるんです。何とか利用できないかなというので、ひよんな相談を受けましたので、これはひとつ行政の力で何かなることはないかなと、こう思って今質問しているわけですが。ですから、町長の気持ちは気持ちでわかりますけども、やはり何かひとつ一工夫、町で考えられたらいいんかなと思っていたわけでございます。

これ以上、町長にお聞きいたしましても答えは同じだと思いますので、これ以上の質問はいたしません。潜在資源、これじゃなくて、ほかのこともあると思いますので、その辺をやはり活用し、活性化、あるいはもし仮にそういうような施設が人口増加にもつながる問題になりますので、ぜひ慎重な上にも慎重を重ねて、もう検討しませんではなく、検討はしなければだめだかなというくらいの答えが返ってきてほしかったわけでございますけども、やむを得ないと思いますから、これ以上の質問はいたしませんので、終わりたいと思います。

○議長（中野勝正） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（中野勝正） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時24分）

第 3 号

(9 月 21 日)

平成24年第3回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成24年9月21日（金曜日）午前9時30分開議

- 第 1 議案第47号 出雲崎町防災会議条例及び出雲崎町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 議案第48号 良寛記念館管理運営条例制定について
- 第 3 陳情第 6号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情
- 第 4 議案第49号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第50号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第51号 平成23年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第52号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第53号 平成23年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第54号 平成23年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第55号 平成23年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第56号 平成23年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第57号 平成23年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第58号 平成23年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第59号 平成23年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第60号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について
- 第16 議案第61号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第17 議案第62号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第18 発議第 1号 私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額・拡充を求める意見書
- 第19 議員派遣の件
- 第20 委員会の閉会中継続審査の件
- 第21 委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	仙海直樹
3番	田中政孝	4番	諸橋和史
5番	中川正弘	6番	宮下孝幸
7番	三輪正	8番	田中元
9番	山崎信義	10番	中野勝正

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	内藤百合子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	佐藤信男

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	遠藤望

◎開議の宣告

○議長（中野勝正） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（中野勝正） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力願います。

◎議案第47号 出雲崎町防災会議条例及び出雲崎町災害対策本部条例の一部を
改正する条例制定について

議案第48号 良寛記念館管理運営条例制定について

陳情第6号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額
・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情

○議長（中野勝正） 日程第1、議案第47号 出雲崎町防災会議条例及び出雲崎町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について、日程第2、議案第48号 良寛記念館管理運営条例制定について、日程第3、陳情第6号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情について、以上議案2件、陳情1件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案2件、陳情1件は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、諸橋和史議員。

○総務文教常任委員長（諸橋和史） 総務文教常任委員長報告。

去る9月12日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました議案2件、陳情1件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。

審査は、9月18日午後1時30分から役場議員控室において、委員全員出席し、説明員として副町長、教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、教育課長、産業観光課長の出席を求めて委員会を開きました。

その結果については、お手元に配付いたしました報告書のとおりですが、その審査経過及び結果について報告いたします。

初めに、議案第47号 出雲崎町防災会議条例及び出雲崎町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定については、委員は何人になるのか。そのうち職員は何名か。自主防災組織は参加するのか。学識経験者とは何者を示すのか。町長不在時はどうなるのかなどの質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第48号 良寛記念館管理運営条例制定については、入館者数が減少しているが、今後

増える見通しはあるのか。記念館単位ではなく、心月輪、良寛と夕日の丘公園等も加え、面的に広めてはどうか。また、管理が教育課と産業観光課に分かれているが、スムーズに進むのか。良寛の作品が少ないので、今後考えてほしいなどの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、陳情第6号「私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情については、昨年に引き続き採択してはどうかなどの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、採択すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員長報告とします。

○議長（中野勝正） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第47号を採決します。

議案第47号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号を採決します。

議案第48号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第6号を採決します。

陳情第6号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第49号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例制定について

議案第50号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第4、議案第49号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第5、議案第50号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について、以上議案2件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案2件は、社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、田中元議員。

○社会産業常任委員長（田中 元） それでは、社会産業常任委員会委員長報告を申し上げます。

去る9月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案2件について、その審査が終了しましたので、その経過と結果について報告いたします。

審査は、9月18日午前9時30分から役場議員控室において、説明員に副町長、町民課長、保健福祉課長、産業観光課長、建設課長の出席を得て、委員全員が出席して委員会を開きました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その経過について報告いたします。

議案第49号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定については、ごみ処理の依頼をお願いしている長岡市の収集方法が変わるための条例の改正です。

質疑の中で、今までの可燃ごみの中から、生ごみを分別することになるため、高齢化の進む中で分別に協力、理解を求めることが大切だとの質問があり、行政では来年7月からの実施に向け、長岡市の細かい資料等を検討し、チラシや保存版を作成して、5月から6月に町民に配布し、理解をさせていただくとの説明がありました。

また、事業系のごみの処理等についても質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第50号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定については、現在石井町1区に建設中の若者誘導型住宅を条例に追加するものです。

審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、社会産業常任委員会委員長報告とします。

○議長（中野勝正） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第49号を採決します。

議案第49号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号を採決します。

議案第50号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- ◎議案第51号 平成23年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第52号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第53号 平成23年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第54号 平成23年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第55号 平成23年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第56号 平成23年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第57号 平成23年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第58号 平成23年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第59号 平成23年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算

認定について

○議長（中野勝正） 日程第6、議案第51号 平成23年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第7、議案第52号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第53号 平成23年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第54号 平成23年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第55号 平成23年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第56号 平成23年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第57号 平成23年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第58号 平成23年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第59号 平成23年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上議案9件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案9件は、決算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、諸橋和史議員。

○決算審査特別委員長（諸橋和史） 決算審査特別委員長報告。

去る9月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第51号から議案第59号まで、議案9件について審査を終了しましたので、その経過と結果について報告します。

審査は、9月13日午前9時30分から、小林町長以下、説明員の出席を求めて開催しました。

まず、本委員会に総務文教分科会と社会産業分科会の2つの分科会を設置し、それぞれの分科会に主査を置き、歳入歳出決算を一体として審査いたしました。

審査に当たりましては、決算書などに基づき説明員から説明を受けるとともに、監査委員の意見書を参考に、予算が関係法令に沿って適正かつ効率的に執行されたかどうか、施策や事業が目的どおりに実施され、どの程度町民サービスや福祉の向上が図られたかなどの視点から、各般にわたり慎重に行いました。以下、審査過程で述べられた主な意見について報告します。

1、予算の執行に当たっては、経済状況が不安定の中、今後ともより一層経費を削減し、適切な運用を図るよう求めます。

2、町内に点在する未利用町有地について、有効利用計画を策定し、早期に対処するよう求めます。

3、要援護者マップ整備事業で、現存する在宅者数とデータは常に整合性をとっているか。また、災害時の土、日、夜間の対応はどのようになっているのか。

4、国保税、介護保険料が値上がりしたが、今後収入不足で未納額が増える可能性があるが、早目の対応が必要ではないか。

5、議会提出用の決算書を詳細に把握するため、別途詳細な説明書をつけるべきではないか。

以上のような意見経過を踏まえ、採決した結果、議案第51号から議案第59号まで、議案9件について、これを認定すべきものと決しました。

以上、決算審査特別委員長の報告といたします。

○議長（中野勝正） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第51号に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第51号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第52号から議案第59号まで、議案8件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第52号から議案第59号まで、議案8件に対する委員長の報告はいずれも認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 全員起立です。

したがって、議案第52号から議案第59号まで、議案8件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議案第60号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について

議案第61号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第62号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中野勝正） 日程第15、議案第60号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について、日程第16、議案第61号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

について、日程第17、議案第62号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、以上議案3件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案3件は、予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、諸橋和史議員。

○**予算審査特別委員長（諸橋和史）** 予算審査特別委員長報告。

去る9月12日の本会議において、予算審査特別委員会に付託されました議案3件を審査するため、9月12日午前11時35分より本会議場において、委員全員出席し、説明員として町長以下執行部全員の出席を得て委員会を開催いたしました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました別紙報告書のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

初めに、議案第60号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）については、8款5項2目19節街なみ整備助成金で、今後何件くらいの申し込みを見込んでいるのか。2款1項7目13節基幹系業務クラウド構築業務委託料で、今後もこのような経費はかかってくるのか。クラウドセンターへ行くデータは、住民基本台帳の関係だけなのか。8款2項2目13節除雪委託料で、除雪機は今何台あるのか。2款1項1目22節町道小釜谷線訴訟料で、訴訟料が少ないのではないかと。7款1項3目19節で、きずな、汐風ドリー夢カーニバルの減額はいかなる理由かなどの質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について及び議案第62号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての2議案は、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、予算審査特別委員長報告といたします。

○**議長（中野勝正）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（中野勝正）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（中野勝正）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第60号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第60号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号及び議案第62号の議案2件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第61号及び議案第62号の議案2件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第61号から議案第62号まで、議案2件は委員長報告のとおり可決されました。

◎発議第1号 私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額・拡充を求める意見書

○議長（中野勝正） 日程第18、発議第1号 私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額・拡充を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、諸橋和史議員。

○総務文教常任委員長（諸橋和史） ただいま議題となりました発議第1号について提案理由を説明いたします。

県内の私立高校は、11,990人で県内高校全体の2割を占めており、公立高校とともに県内高校教育の重要な一翼を担っています。

平成22年に公立高校授業料不徴収と同時に施行された高等学校等就学支援金制度により、私立高校に通う生徒の学費負担は一部に軽減されました。

しかし、公立が無償となった一方で、県内では国・県の助成後も私立高校生には、初年度納付金で約18万円～約40万円の学費負担が残されたままとなっており、公私間の学費格差は大きなものとなっております。

このため、保護者や生徒が私立高校に安心して入学・学び続けることに困難や支障が生ずることのないよう、私学助成の増額・拡充を求め、意見書を提出するものであります。

以上、よろしく審議の上、賛同くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（中野勝正） 日程第19、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続審査の件

○議長（中野勝正） 日程第20、委員会の閉会中継続審査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（中野勝正） 日程第21、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（中野勝正） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第3回出雲崎町議会定例会を閉会します。

(午前 9時59分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 中 野 勝 正

署名議員 宮 下 孝 幸

署名議員 三 輪 正